

## 資料目録

(法科大学院について(2))

資料1	法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(抜粋)	1
資料2	入学者選抜について	5
資料3-1	適性試験について	9
資料3-2	適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連	19
資料4	法科大学院への入学状況	23
資料5	法科大学院における授業科目について	25
資料6	法科大学院における進級制度について	29
資料7	法科大学院における修了認定について	31
資料8	法科大学院修了者司法試験短答・総合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)	35
資料9	法科大学院修了年度別修了1年目司法試験受験率・合格率(既修・未修別)	41
資料10	司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別	43
資料11	法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率(既修・未修別)	45
資料12	法科大学院別既修・未修別総合格者数・合格率(合格率順(未修))	47
資料13	法科大学院入学から司法試験までの未修者・既修者の比較	49
資料14	法科大学院の定員・設置数に関する意見(第4回検討会議での議論)	51



第3 法曹養成制度の在り方  
 2 法科大学院について  
 (4) 法学未修者の教育

**【本論点の説明】**

法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学未修者の教育について検討する必要がある。

**【本論点の検討状況】**

1 これまでの文部科学省等における取組

特別委員会報告等を踏まえ、平成22年に文部科学省令を改正し、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加可能とするとともに、主要な法律基本科目及び法律実務基礎科目について、法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定する、成績・進級判定を厳格化するなどの取組を行ってきた。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルになるという想定で教育を受けさせる仕組みには無理があり、法科大学院のカリキュラムの在り方について、何らかの形で見直す必要がある。
- 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準を前提とすると、法科大学院入学後初めて法律を学修する法学未修者が、3年間の学習で司法試験に対応することは困難である。
- 現行の法学未修者3年、法学既修者2年という仕組みは、絶対的で確定的なものとしてつくられたものではないのであるから、この枠組み自体をも含めて見直す必要があるかの検討をすることも考えられる。
- 一口に法学未修者と言っても、法学部出身者も多く含まれる一方、純粋な法学未修者もいるなど様々な者がいる上、純粋な法学未修者でも、トップクラスになる者もいる一方で、法学になかなか適合せず時間を要する者もいるなど、習得の進度についても人それぞれであるため、法学未修者の教育期間を単に長くすればよいという問題ではなく、個人の特性に合わせて柔軟なメ

- ニューを用意していく必要がある。
- 法学未修者教育については、学生の自学自習を支援する個別サポートの体制を図ることも考えられる。
  - 法学未修者の中に多数の法学部出身者がいること自体、法学未修者コースの本来の趣旨から外れているように思われるが、法律を全く勉強していなかった純粋な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めることのないようにする必要がある。
  - 法学未修者の選抜は難しく、広く入学させて、プロセスの中で進級認定・修了認定を厳しくして絞り込んでいくという方法も一つの考え方である。ただし、この場合にも、法科大学院に入学したものの、修了すらできない人たちを大量に作り出すことについて、どのように対処すべきかとの問題はある。

**(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)**

- 法学未修者の最終合格率・短答式試験合格率は、いずれも法学部出身者が非法学部出身者を下回っていることや、多様性の拡大のために法学部以外の学部出身者や社会人等に門戸を開くという法学未修者コースの本来の趣旨からすると、法学未修者は、非法学部出身者に限定し、その教育内容を充実させるのが相当ではないかとの意見があった。  
この意見に対しては、各大学の法学部の形態は多様であり、法学部出身者であっても、法律学の修業程度に差異があることに留意する必要があるとの意見があった。
- 現在のように、法学未修者が1年間で法学既修者のレベルに追いつくという制度設計にはそもそも無理があるのではないかとの観点から、法科大学院の入学者を法学既修者に限定し、法学未修者は、大学卒業後に再度法学部3年次などに入学（いわゆる学士入学）し、法律学の基礎的な教育を受けた上で法科大学院に進学させるという制度も考えられるのではないかとの意見があった。  
この意見に対しては、法学未修者教育の充実のため、平成22年3月に専門職大学院設置基準が改正され、法学未修者1年次における法律基本科目の6単位程度増加を可能とするなどの措置が講じられたことから、その改善状況を見定める必要があるのではないかとの意見や、法学未修者は、3年間で法学既修者のレベルに追いつけばよいのであり、それは、共通的な到達目標を適切に設定するとともに、教育内容の充実を図ることで可能なのではないかとの意見、3年間で法学既修者を凌ぐ成果を挙げている法学未修者もいるのだから、一律に学士入学を強いるのではなく、必要に応じて長期履修を認めるなど、法科大学院教育の柔軟化で対応すべきではないかとの意見があった。
- 特別委員会報告のとおり、法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があり、法学未修者（特に社会人）が自己の客観的な到達水準

を認識し、自らの進路を検討する機会を与えるという観点からも、法学未修者が2年次に進級する際、全法科大学院統一の試験を実施してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各法科大学院のカリキュラムは各法科大学院が創意工夫により編成するものであり、授業科目の学年配置などが異なるため、全法科大学院統一の試験の実施は難しいのではないかと意見があった。

- 法学未修者教育の充実のため、1年次法学未修者について、全法科大学院統一のテキストを作成し、教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、授業の全国配信は、法科大学院における教育方法について、「少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」とした審議会意見と相容れないのではないかと、各法科大学院がそれぞれの教育理念・目標の下に自主性・創造性を持ってカリキュラムを編成し、実施していくという基本理念にそぐわないのではないかと意見があった。

- 質の高い教員を確保するため、教員の授業について、一定期間経過後にインターネット上で公開し、外部から検証できるようにしてはどうかとの意見があった。

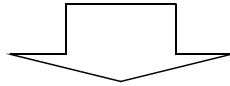
この意見に対しては、各大学（法科大学院を含む。）は、ピアレビューによる評価や教育の質の確保のために必要な情報公開を行っており、認証評価機関による評価も行われているため、そのような形での各授業の公開までは必要ではなく、適切でもないとの意見があった。



## 入学者選抜について

### 1 法科大学院適性試験

法科大学院における履修の前提として要求される判断力，思考力，分析力，表現力等の資質を試す試験（法学の知識を問わない）



### 2 各法科大学院による入学選抜（方式・内容は，各法科大学院によって異なる。）

未修者	既修者
①適性試験の結果 ②書類審査 ③小論文 ④面接・口述試験 ⑤その他（英語）	①適性試験の結果 ②書類審査 ③小論文 ④面接・口述試験 ⑤その他（英語） ⑥法律科目試験
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①は全大学で考慮</li> <li>・②～④は約8割以上で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①及び⑥は全大学で考慮・実施</li> <li>・②は9割以上，④は6割以上，③は約3割以上が実施</li> </ul>
<b>既修者選抜の方法</b> A 法学未修者，既修者の区分をせずに適性試験の成績等により入学者選抜を行い，その合格者の中から既修者の志願者に対して法律科目試験を科し，その合格者のみのを法学既修者として認定する ……26校 B 法学既修者枠を設け，その志願者に対し，法律科目試験等により入学者選抜を行い，合否を判定する ……33校 C その他 ……15校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既修者コースなし（5校）</li> <li>・未修・既修の区分をせずに共通試験を実施し，希望者には併せて法律科目試験を実施（7校）</li> <li>・未修者日程と既修者日程を実施，前者はA，後者は入学試験と既修者認定を兼ねた試験を実施するが既修者枠はなし</li> <li>・既修コース入試と未修コース合格者のうち希望者に実施する既修者認定試験の2種類を実施</li> <li>・Aの一般入試とBの既修者試験利用入試の2種類を実施</li> </ul>	

※中教審法科大学院特別委員会H21年4月17日報告基礎資料に基づく

#### ※ 参考

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）（抜粋）

（法科大学院の入学者選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。





## 入学者選抜全体に占める各選抜方法の考慮割合

(平成21年4月時点)

## (1)【法学未修者】

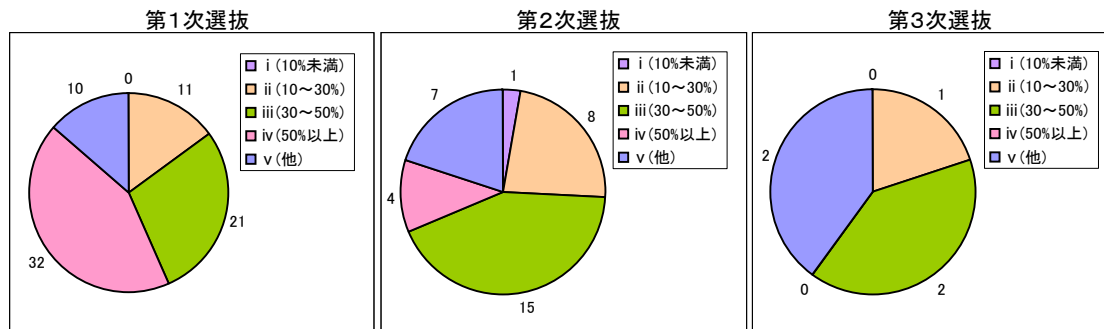
単位:校

	第1次選抜(74校実施)					第2次選抜(44校実施)					第3次選抜(6校実施)				
	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)
i (10%未満)	0	12	0	2	3	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0
ii (10~30%)	11	23	7	12	2	8	13	5	15	3	1	2	1	4	0
iii (30~50%)	21	14	18	4	0	15	4	17	5	0	2	0	1	0	0
iv (50%以上)	32	6	6	0	0	4	0	12	2	1	0	0	1	0	0
v (他)	10	11	6	3	3	7	7	6	6	3	2	2	2	2	0
計	74	66	37	21	8	35	29	40	33	7	5	4	5	6	0

横軸: A(適性試験)、B(A以外の書類選考)、C(小論文試験)、D(面接、口述試験)、E(その他)

縦軸: i (10%未満)、ii (10%以上30%未満)、iii (30%以上50%未満)、iv (50%以上)、v (その他)

## ○ 適性試験の考慮割合



## (2)【法学既修者】

※入学者選抜において法学既修者の区分が可能な43校が対象

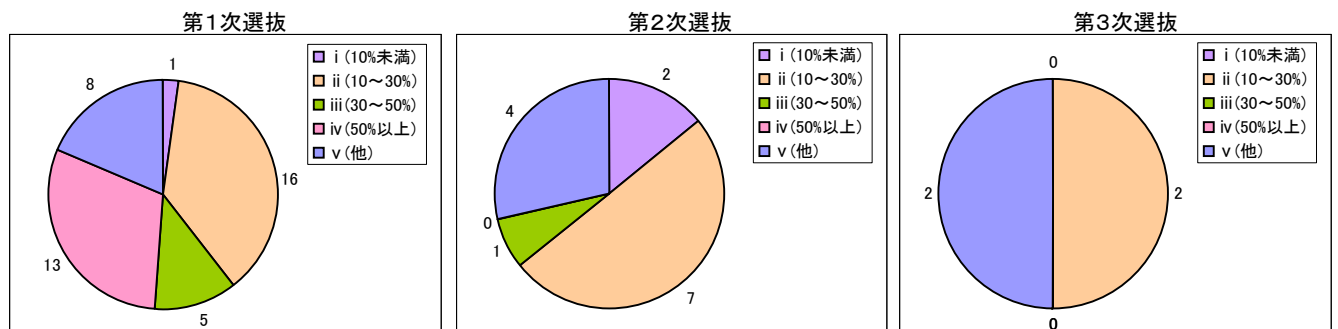
単位:校

	第1次選抜(43校実施)						第2次選抜(26校実施)						第3次選抜(6校実施)					
	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)
i (10%未満)	1	14	0	1	5	3	2	4	0	1	3	1	0	2	0	0	2	0
ii (10~30%)	16	9	0	5	4	3	7	3	0	0	4	2	2	1	1	0	0	0
iii (30~50%)	5	5	2	2	1	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
iv (50%以上)	13	2	14	0	0	0	0	0	18	1	0	0	0	0	3	0	0	0
v (他)	8	8	7	3	1	1	4	5	6	1	3	1	2	2	2	1	2	0
計	43	38	23	11	11	7	14	13	25	5	13	4	4	5	6	1	4	0

横軸: A(適性試験)、B(A以外の書類選考)、C(法律科目試験)、D(小論文試験)、E(面接、口述試験)、F(その他)

縦軸: i (10%未満)、ii (10%以上30%未満)、iii (30%以上50%未満)、iv (50%以上)、v (その他)

## ○ 適性試験の考慮割合



注: 実際の入学者選抜は、法学未修者・法学既修者ともに、第1日程のほか、第2日程、第3日程を実施する大学があるが、全大学が実施する第1日程についてのみ記載した。



## 適性試験について

### 1 目的

法科大学院の入学者選抜において、入学者の適性を適正かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す。

### 2 実施機関

#### 適性試験管理委員会

※ 平成23年度から、法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団、公益社団法人商事法務研究会の三者によって組織されたもの。

なお、平成22年度までは、独立行政法人大学入試センター及び公益財団法人日弁連法務研究財団(公益社団法人商事法務研究会)がそれぞれ実施していた。

### 3 実施概要（平成24年度）

#### (1) 日程

第1回 平成24年5月27日（日）

第2回 平成24年6月10日（日）

#### (2) 問題構成等

問題の種類	試験時間	配点
第1部 論理的判断力を測る問題	40分	100点
第2部 分析的判断力を測る問題	40分	100点
第3部 長文読解力を測る問題	40分	100点
第4部 表現力を測る問題	40分	—
※第1部～第3部はマークシート式 第4部は論述式		

### 4 問題例

別紙のとおり



## 「法科大学院全国統一適性試験」の問題例

**第1部 論理的判断力を測る問題****問題例①** (2011年5月29日実施 第1回)

1～5のうち、論理的に適切な推論をしているものを1つ選びなさい。

1. Xの運動靴には赤土がついていた。学校の裏山には赤土の露出した場所がある。Xは両親から早く帰って勉強しなさいと言われていたのに、裏山で遊んでいたに違いない。
2. Y大学の就職課に相談に来た学生で順調に就職先が決まった者を対象としたアンケート調査では、全員が3年生の夏から準備を始めていた。秋学期も終わりの時期から準備するような学生は完全に出遅れており、順調には決まらないだろう。
3. 君は高校生のときに留学したそうだね。高校生のときに留学したことのある大学生は、そうではない大学生の4倍も高い率で成績優良者として表彰されることが本学の調査で判明した。君も成績優良者になる可能性の高い部類に入るわけだ。
4. シミとソバカスはどちらも皮膚組織内に沈着した色素斑であるが、左右対称でないものはソバカスである。あなたの色素斑は左右対称なので、シミだろう。
5. 明治時代の算数の教科書には国債や株式を題材にした問題が数多く掲載され、国民の金融知力を高める一助となっていた。昭和中期以降は自然科学系の題材ばかりになったので、以降、国民の金融知力は低下したに違いない。

正解：3

**問題例②** (2012年5月27日実施 第1回)

1～5のうち、つぎの説明に基づく誤った推論をしているものを1つ選びなさい。

アルベド（反射能）とは、天体における外部からの入射光エネルギーに対する反射光エネルギーの比のことで、一般には地表面が太陽光を反射する割合を指す。たとえば、地球は37%、大気も雲もない月は7%、雲に覆われた惑星は70%である。地球でも場所によってアルベドは異なり、白っぽい色は光をよく反射するため、極地など雪や氷に覆われた部分は80%にも達している。

1. 太陽光エネルギーを吸収して光合成をおこなう植物に覆われた地域は、アルベドが低いと考えられる。
2. 雪や氷の上に微生物が大量に繁殖すると、雪氷の表面が暗色に色づき、アルベドが上昇すると考えられる。
3. 仮に地球が寒冷化して雪氷に覆われる面積が増えれば、アルベドは上昇し、寒冷化がさらに加速すると考えられる。
4. 砂漠地帯は植物がほとんど生育せず、乾燥して地表面の色が薄くなっているため、アルベドが高いと考えられる。
5. 極地の雪や氷が溶けていくことによって、地球全体のアルベドは低下していくと考えられる。

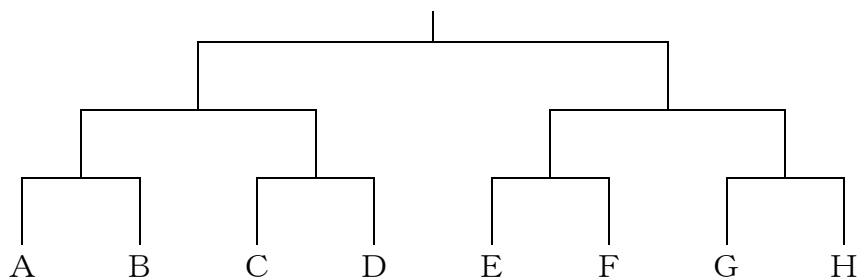
正解：2



## 第2部 分析的判断力を測る問題

問題例 (2012年5月27日実施 第1回)

ある学校の将棋部の生徒A, B, C, D, E, F, G, Hの8人で下図のような将棋のトーナメント戦を行い、つぎのような方法で1位から8位までを決定した。



- (i) 各試合で勝利者が勝ち上がることにより1位と2位を決める。準決勝で負けた2者で対戦し、3位と4位を決める。
- (ii) A-Bの敗者とC-Dの敗者が対戦し、さらに、E-Fの敗者とG-Hの敗者が対戦することにより、4者によるトーナメント戦を行う。さらに、勝者どうしと敗者どうしが対戦し、(i)の要領で5位から8位を決定する。

上のように対戦すれば、各生徒はちょうど3回の対戦を行うことになる。各試合に引き分けはなく、これらについて、以下のことがわかっている。

- ・ Aは2勝1敗だった。
- ・ DとEは3試合のうち、初戦は勝ったが全勝はかなわなかった。
- ・ Hは3試合のうち、初戦と2戦目の試合で負けた。

I. (1)~(4)に答えなさい。

(1) 以下のうち、成立する可能性がないものを1つ選びなさい。

1. Aは2位
2. Aは4位
3. Eは2位
4. Fは5位
5. Hは8位

正解：2

(2) 以下のうち、必ず成り立つものを1つ選びなさい。

1. Aは3位以下
2. Bは3位以下
3. Cは5位以下
4. Dは3位以下
5. Hは8位

正解：3

(3) 以下のうち、優勝の可能性のあるものを1つ選びなさい。

1. C
2. E
3. F
4. G
5. H

正解：4

(4) 以下のうち、最下位の可能性のあるものを1つ選びなさい。

1. A
2. C
3. D
4. F
5. G

正解：2

II. ここで、Cは最終戦に勝利し、Gの対戦成績は初戦、第2戦、第3戦の順に「勝・勝・負」となったことがわかった。このとき、(5)、(6)に答えなさい。

(5) 以下のうち、必ず成り立つものを1つ選びなさい。

1. Bは2位
2. Dは4位
3. Eは3位
4. Fは6位
5. Hは7位

正解：4

(6) 以下のうち、1位から8位までの生徒を並べたものとして可能性のあるものを1つ選びなさい。

1. B C D G E A H F
2. B G D E A F C H
3. E G B D F H C A
4. G B D E F H C A
5. H G E A C D F B

正解：2



### 第3部 長文読解力を測る問題

問題例 (2012年6月10日実施 第2回)

(著作権の関係上、文章は省略)

(1) 以下のうち、ラモネ編集長のボスニア紛争に関する論説の趣旨として、合致するものを1つ選びなさい。

1. サラエヴォについては欧米諸国が軍事介入して平和を回復すべきである。
2. サラエヴォについて軍事介入する前提として、スーダンやリベリアにも軍事介入をすべきである。
3. サラエヴォについては国連による軍事介入をすべきである。
4. サラエヴォについては軍事的な手段による介入をすべきではない。
5. サラエヴォについて軍事介入だけを考えるのは誤りである。

正解：5

(2) 以下のうち、( ① )に入るべきものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 植民地主義
2. 国連主義
3. 新自由主義
4. 人道主義
5. 無政府主義

正解：1

(3) 以下のうち、「介入せよ、ただし上流で」という場合の上流の意味として、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- a. 国際政治に影響力ある大国こそが正義のために介入すべきである。
- b. 国際政治に影響力ある大国に対してこそ軍事介入すべきである。
- c. 国際政治に影響力ある大国に対して公正な紛争処理の仕組みを作るように仕向ける。
- d. 事態が深刻化する以前に、食糧支援などを行う。
- e. 事態が深刻化する以前に、早めの軍事介入を行う。

1. a, d    2. a, e    3. b, d    4. c, d    5. c, e

正解：4

(4) 以下のうち、武力の行使が正当化される場合として著者が認めるものを1つ選びなさい。

1. 自国の領土が侵略された場合に限っての武力による防衛
2. 同盟国の安全が脅かされた場合の集団的安全保障
3. 弱小国に対してではなく強国・大国に対しての武力行使
4. 住民の大量殺害のおそれがあると、個々の国が認めたときの武力行使
5. 住民の迫害に対する救援や援助を可能にするための武力行使

正解：5

(5) 著者は狭義の人道的介入として、「ある国において、住民に対して大規模に苦痛や死がもたらされているとき、それを止めることを目的として、その国の同意なしに軍事力をもって介入すること」という定義を採用している。以下のうち、この狭義の人道的介入について筆者の見解と合致するものを1つ選びなさい。

1. 人道的介入として武力行使のみを行うことは正当化できない。
2. 人道的介入という名目を立てても武力の行使は決して正当化できない。
3. 国連の安全保障理事会が決議した場合に限って、人道的介入は許される。
4. 人道的介入は、住民の被害の大きさと比例して、その許容性も大きくなる。
5. 人道的介入としての武力行使は、歴史的に成功した例がない。

正解：1

(6) 以下のうち、この文章全体の趣旨を示したタイトルをつける場合、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 人道的介入の実例
2. 上流での介入の意義
3. 国連決議の必要性
4. ボスニア紛争に関する考察
5. 武力行使の違法性

正解：2

出典

最上敏樹『人道的介入——正義の武力行使はあるか』（岩波書店、2001年）

※ 出題の際は、解答への影響に鑑み、「出典は問題の都合上、省略する。」と表示。

## 第4部 表現力を測る問題

問題文の指示に従って論理的で説得力ある文書を作成しなさい。なお、問題は架空の設例であり法的な知識を問うものではないので、法律の解釈論や判例・学説の羅列は評価されない。

### 問題例① (2011年5月29日実施 第1回)

上場企業であるA社は、食器の製造販売を業としている。A社が主力商品として5年前に販売した電子レンジで使えるプラスチック製耐熱食器には、物質Xが材料の一部として使用されている。この食器は、現在、A社が所在するB国において、スーパーマーケット、デパート、食器販売専門店、通信販売等で販売されている。B国の国民には広く普及しており、A社の本年度の売上げの50%を占めている。

最近、B国において、物質Xについて人体に悪影響がある旨を指摘する論文が科学雑誌で発表された。この論文は、あくまで論理的な可能性を指摘したにとどまり、A社が製造・販売している食器の有害性を指摘するものではなく、そもそも、この食器を念頭においたものでもなかった。また、A社が専門家に依頼して繰り返し実験・調査を実施したところ、この食器から物質Xが溶出した事実は一切なかった。

しかし、B国では、この食器に物質Xが使用されていることは周知の事実であったため、電子レンジでの使用を継続すると、食器から物質Xが溶出し人体に何らかの悪影響が生じる可能性があるとのうわさが発生した。このうわさを一部のマスコミが取りあげ、その結果、広くB国に流布される状況となり、主力商品であるこの食器の売上げに影響が出始めている。実は15年前にも、物質Xを使用したA社の他の商品について同様のうわさがおこり、A社は営業上大きな損失を受けたが、結局、そのうわさは根拠のないものであった。

A社では、15年前の苦い経験から、プロジェクトチームを社内に作り、この問題について対応を検討することにした。プロジェクトチームのヒアリングに対して、営業推進チームは、うわさの悪影響は無視できず営業上も支障をきたしていること、誠実さや迅速さをアピールしたほうが長い目でみるとA社の利益になること等を理由に、うわさが誤りであることを確認するまで食器の販売を一時中止する告知を行い、それとともに食器に関し製造工程を含め徹底的に情報を公開して、消費者の信頼を得るまで販売を中止するべきと主張している。

一方、食器の開発チームは、物質Xが食器から溶出した事実は一切なかったこと、販売の一時中止は、売上げや利益に深刻な影響を及ぼすばかりか社内の士気も低下させ、A社の他の商品にも影響を与えるおそれがあること等を理由に、企業秘密に配慮しつつも食器に関する情報の公開を徹底してうわさに対する反論を行い、安全性を社会に広くアピールして販売を継続するべきと主張している。

あなたはプロジェクトチームの責任者として、販売の中止を主張する営業推進チームの意見を採用すべきか、あるいは販売の継続を主張する開発チームの意見を採用すべきかにつき、少なくとも4つの理由をあげて、社長宛の意見書を作成しなさい。

## 問題例②（2012年6月10日実施 第2回）

A市には街路樹の美しい並木道がある。車道との境にならぶ並木は自然の歩道を形作り、葉の生い茂る季節には、車道の音を吸収したり、日陰を作ったりしてくれるため、市民の散策に人気がある。そうした雰囲気のためか、違法駐車や放置自転車などの問題も生じていない。また、その美しさから観光スポットとしても知られ、沿道の商店は新緑や紅葉、落ち葉などの季節ごとにイベントを開催するなど、集客に利用している。

ところが、ある時、街路樹の陰から子供が3人道路に飛び出し、車にひかれて3人とも死亡するという事故が発生した。これを機に街路樹を切って見通しをよくしようという以下のような意見が強く主張されるようになった。

B氏：街路樹は見通しが悪くなるので、危険です。現に子供が3人も、犠牲になっているではありませんか。それにA市としても街路樹の並木を維持するのにコストがかかりますし、沿道の住民だって、一部の人が堆肥を作っているほかは、落ち葉に迷惑しているという話を聞きます。

C氏：そのとおりです。今まで景色とか散歩の憩いなどと情緒的なことを言ってきましたが、そのコストは無視できないものがあります。大体散歩に来ている皆さんや観光客の皆さんは、街路樹が倒れたり枝が落ちてきたりして怪我をするかもしれません。今までそのような事故がなかったからといって今後もないとは限りません。それよりはガードレールにしてしまったほうが安上がりで、しかも安全です。

D氏：今までA市はヒートアイランド対策にも樹木が必要だと言ってきましたが、この街路樹があるくらいでは、大した効果はないはずです。最近では街路樹に多数の鳥がやってきて、その糞で歩道が汚れるので、掃除のコストがばかになりません。効果のない温暖化対策よりはコストや安全のほうが大事なので、全部切ってしまうでしょう。そのほうが管理もしやすく、場所も空くので、有料駐車スペースにしたり、自転車置き場に使ったりできてよいでしょうから。

この問題は、A市議会でも議題とされ、市民の意見を募集することとなった。そこで、街路樹を残したいと考える立場に立って、A市議会への意見書を作成しなさい。その際はまず、この議論の発端を簡潔に説明し、なぜ街路樹が必要なのか、積極的論拠を展開した上で、上記の街路樹伐採意見に対する反論を展開しなさい。なお、積極的論拠と反論は4つにまとめなさい。

## 適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連

- I) 適性試験と法科大学院成績の相関
- II) 適性試験と司法試験(2007〔H19〕～2011〔H23〕)の合否
  - a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い
  - b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い
- III) (参考) 入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提
  - a) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い
  - b) 法曹養成プロセスと各種試験
  - c) 相関係数の選抜効果

適性試験管理委員会事務局 2012年12月6日

1

### I) 適性試験と法科大学院成績の相関

#### 適性試験成績と学業成績の相関係数(中央値)

	1年次必修科目成績との相関	全必修科目成績との相関
既修者課程	0.361	0.234
未修者課程	0.657	0.688
両課程	0.480	0.534

\*法科大学院統一適性試験(JLF)採用の6校の2004(H16)～2005(H17)入学生データ

\*選抜効果を修正した相関係数

\*中央値とは学校単位の相関係数を大小順にならべた場合に中央に位置する相関係数の値である。偶数個の場合は中央の2つの値の平均をとる。

出典: 法科大学院協会『適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書【追加分】』(2008年3月)

#### 合衆国適性試験(LSAT)成績と学業成績の相関係数(中央値)

	適性試験と1年次成績の相関
相関関係	0.39

\* Law School Admission Council (LSAC)の相関研究プロジェクトに参加した全大学の2003年データ

\* Law Schoolの1年次科目はほぼ必修科目のみ

出典: LSAC「LSAT(法科大学院統一試験)に関する相関研究シリーズ 第1年次の成績に関する報告書例」適性試験委員会編『法科大学院統一適性試験テクニカル・レポート2005』(商事法務、2006年)

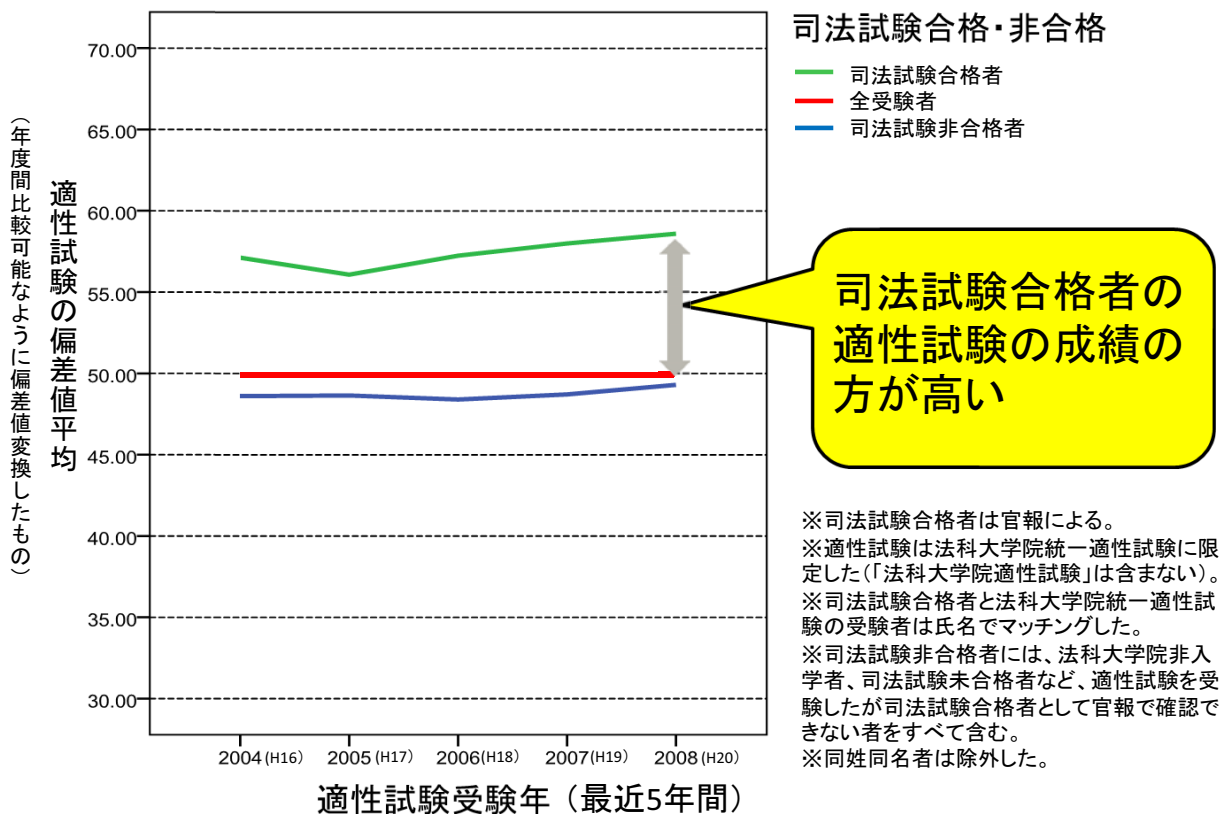
※適性試験成績と1年次必修科目成績との相関係数の中央値は「既修者」0.361、「未修者」0.657であり、適性試験成績と学業成績との間には相関関係がある。

※相関係数は各大学で異なる値をとる。これは入学試験制度やそこでの適性試験の重みなどの違いに影響されていることも一因である。  
 ※合衆国の同種の研究でも適性試験と1年次成績は、学校によって異なるが一定の相関を示している。

2

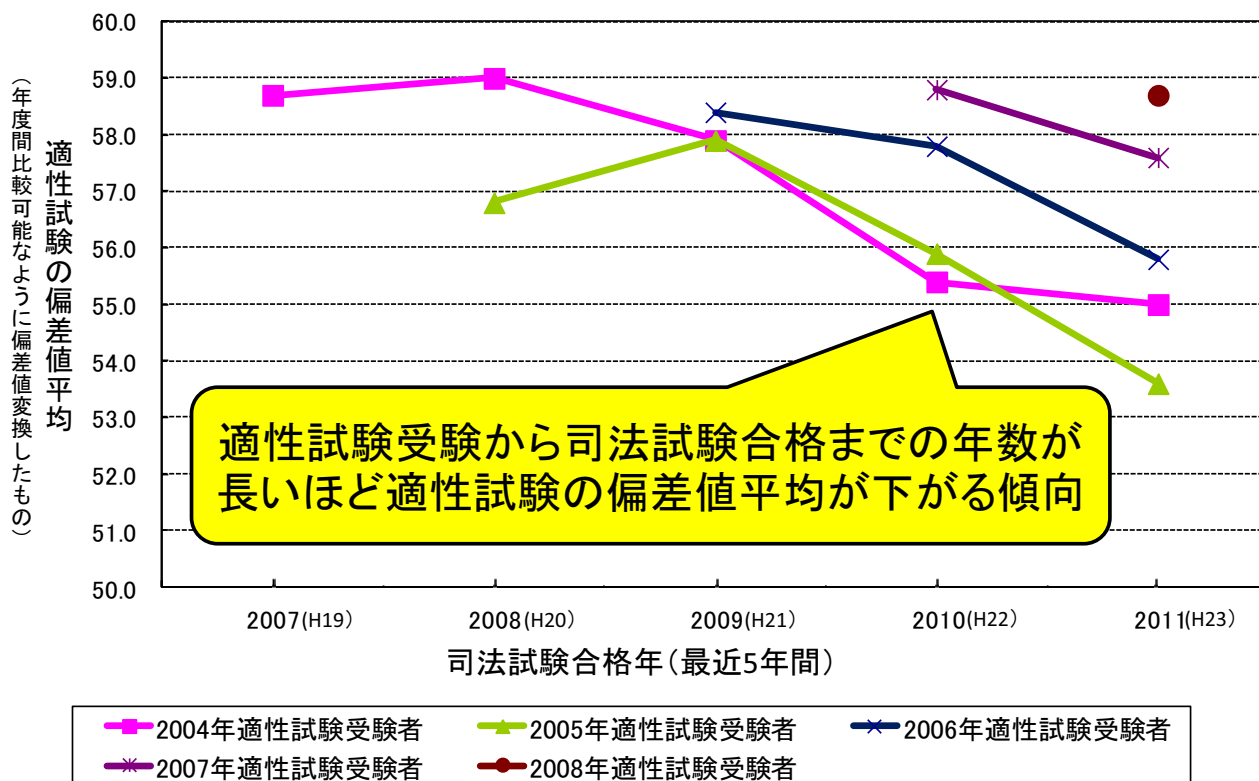
## II) 適性試験と司法試験(2007〔H19〕～2011〔H23〕)の可否

### a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い



3

### b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い

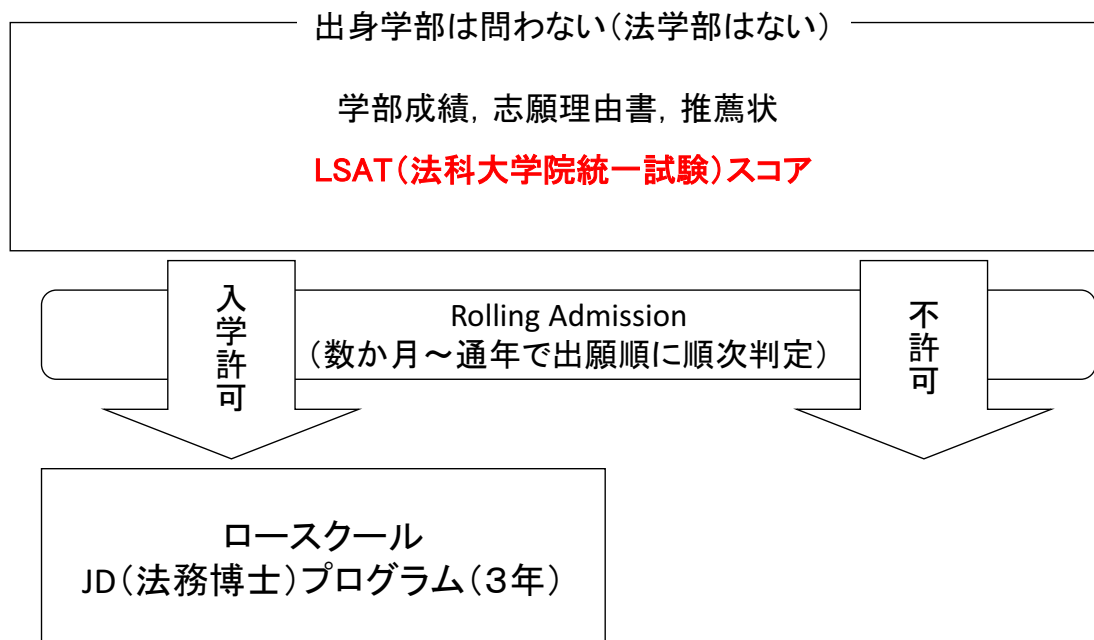


4

### III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提

#### a-1) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

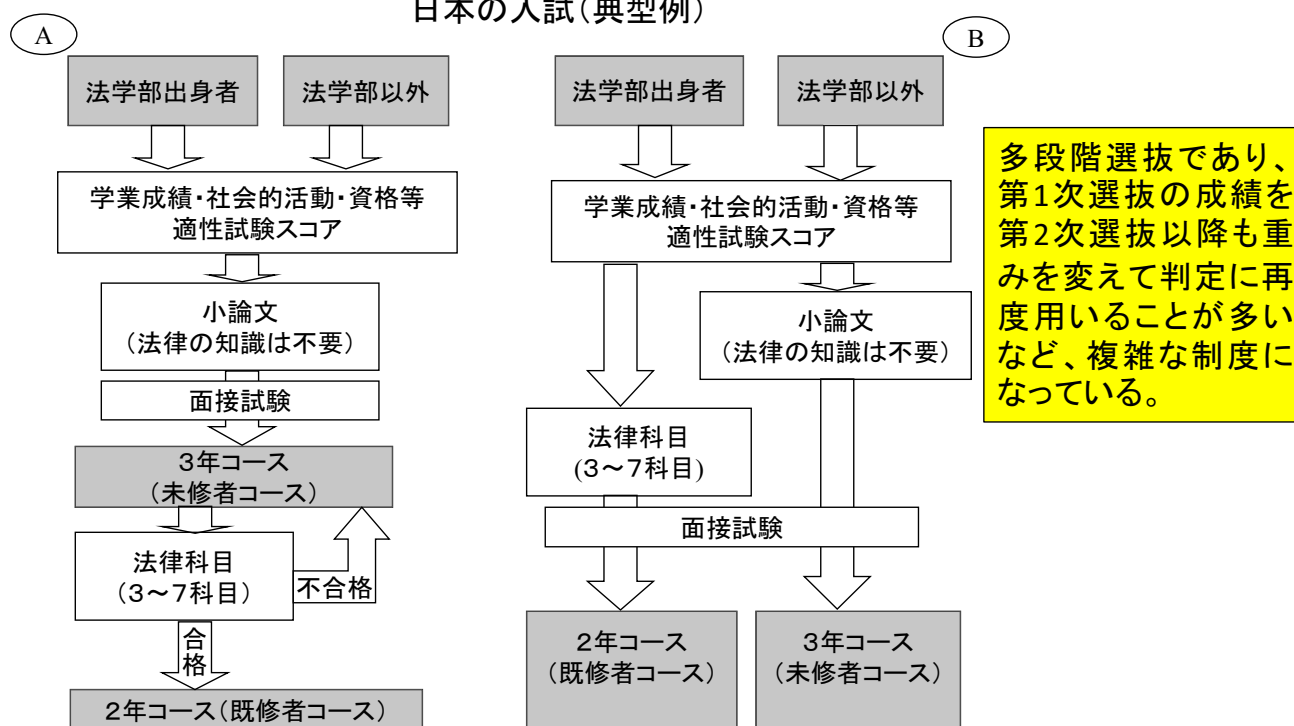
##### 米国のロースクール入学者選抜(典型例)



5

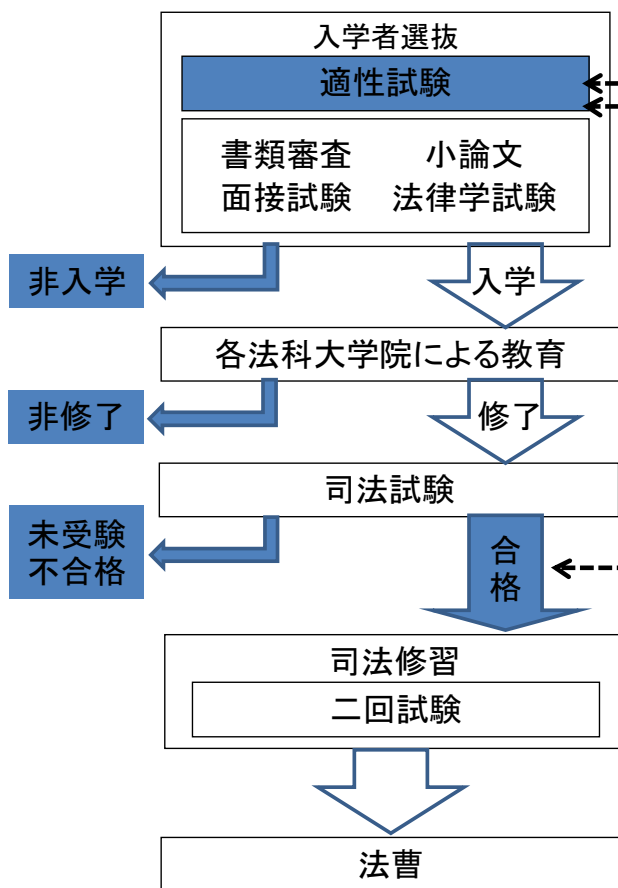
#### a-2) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

##### 日本の入試(典型例)



6

### III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提



#### b) 法曹養成プロセスと各種試験

本資料で分析した  
対応関係

※本資料で用いたデータ  
 ・法科大学院入学後の成績  
 ・「非入学」「非修了」「未受験・不合格」者の適性試験の得点  
 ・司法試験合格者の適性試験の得点

※入学試験の他要素、各法科大学院による教育の効果、司法試験のテストとしての精度については、ここでは扱っていない。

#### c) 相関係数の選抜効果

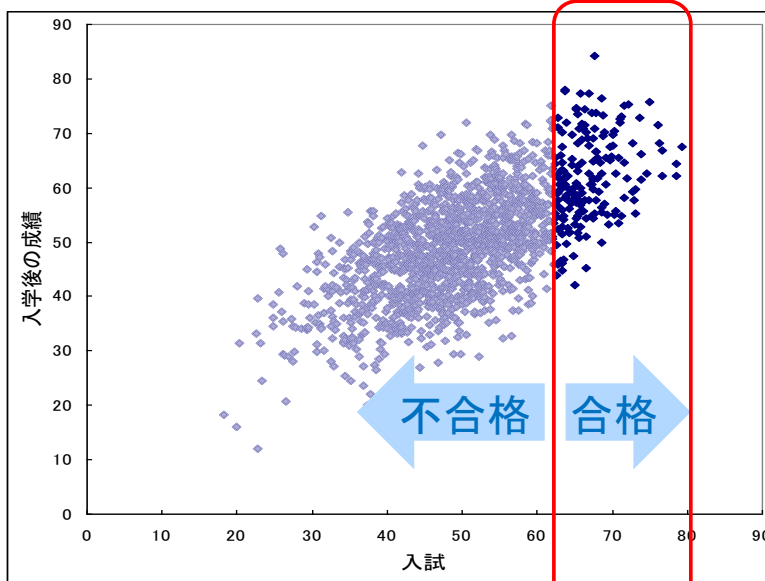
日本の医学部入学試験各科目と学業成績の相関係数の大きさの例

センター科目	平成7年度
英語	0.252
国語	0.336
社会	0.138
数学合計	-0.268
理科合計	-0.108
物理	-0.091
化学	-0.091
生物	-0.060

日本物理学会誌,Vol.55,No.8,2000,p.616

※選抜効果により、専門と関連の深い理系科目との相関がマイナスないしほぼ0になる場合がある。

#### 選抜効果の概念図

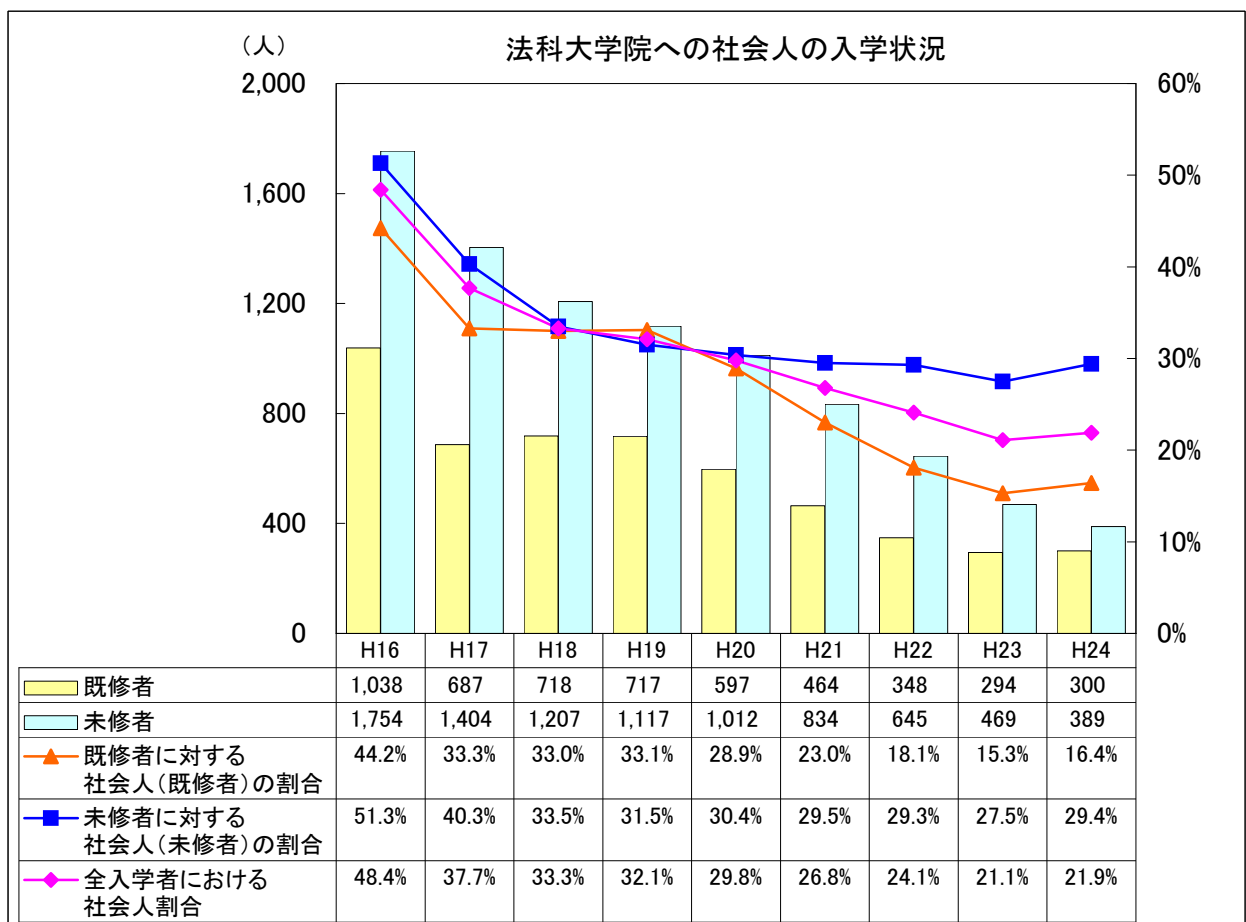
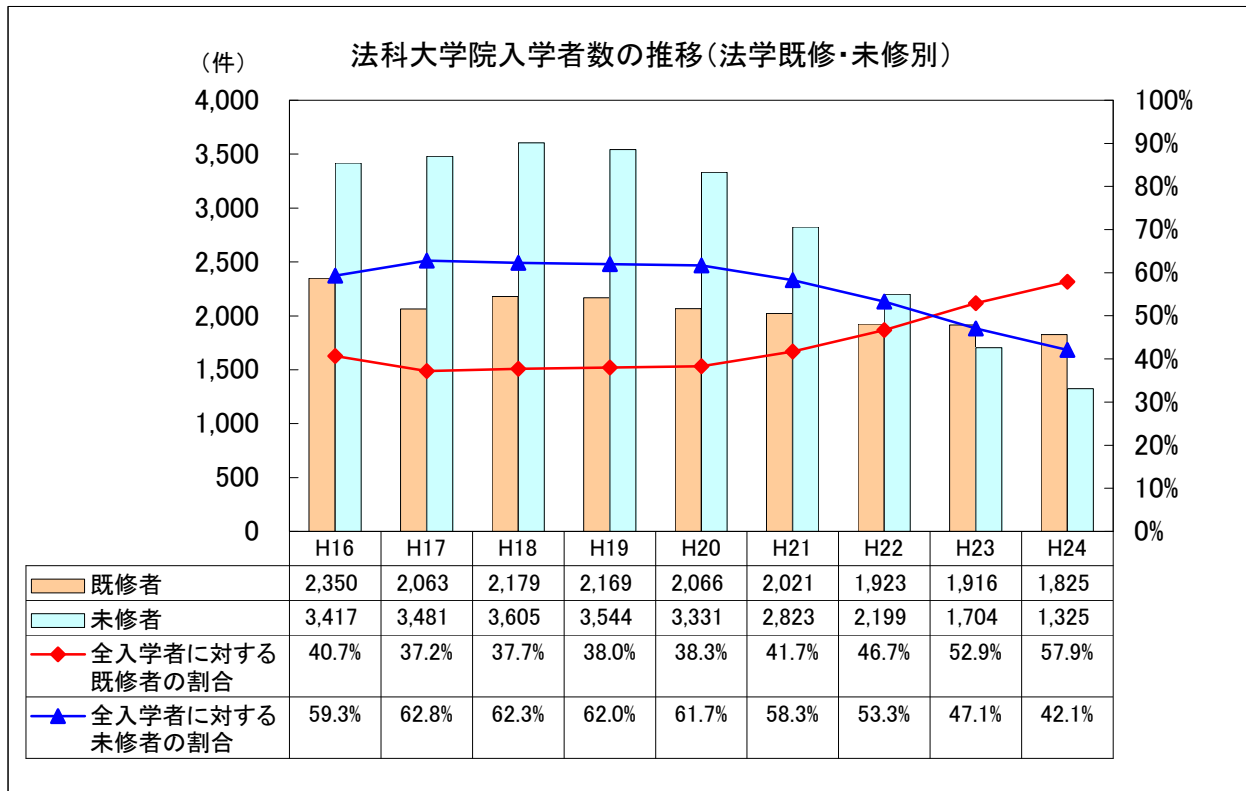


← 適性試験全受験者 →  
 ← 入学後の成績のある者 →

※相関係数の計算に使えるのが学業成績のある入学者データのため、入学試験成績と学業成績の相関が本来あるべき相関より低く見積もられることは理論的に証明されている(選抜効果)。したがって、入学試験の一部である適性試験の予測的妥当性(学業成績との相関関係)を議論する場合にも、LSATと同様、すべての受験者が入学したと仮定した場合の相関に統計的に修正する必要がある。

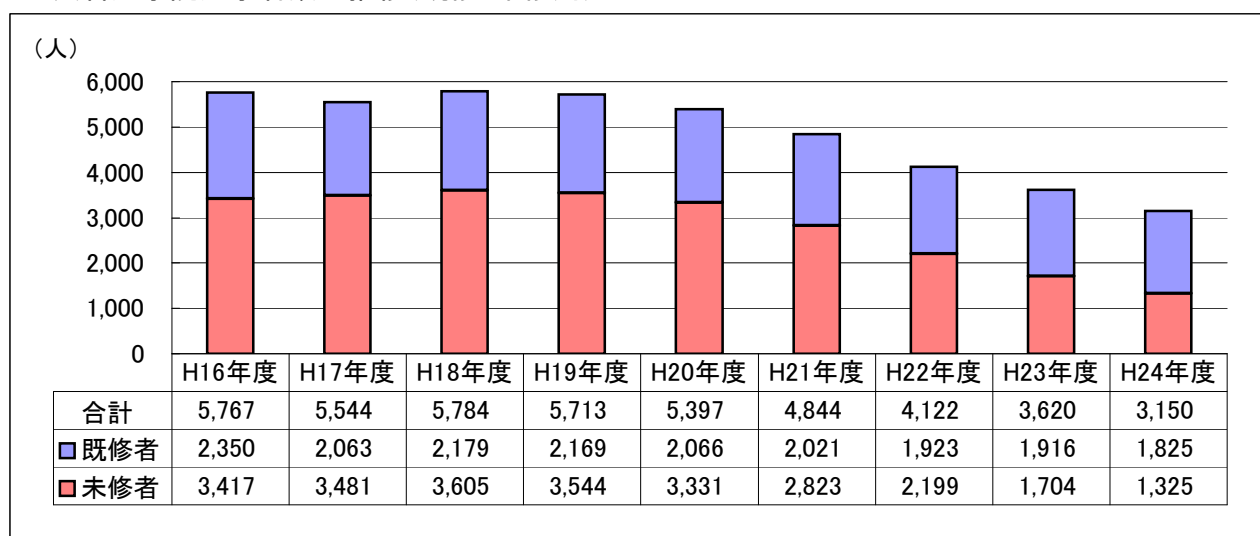


## 法科大学院への入学状況

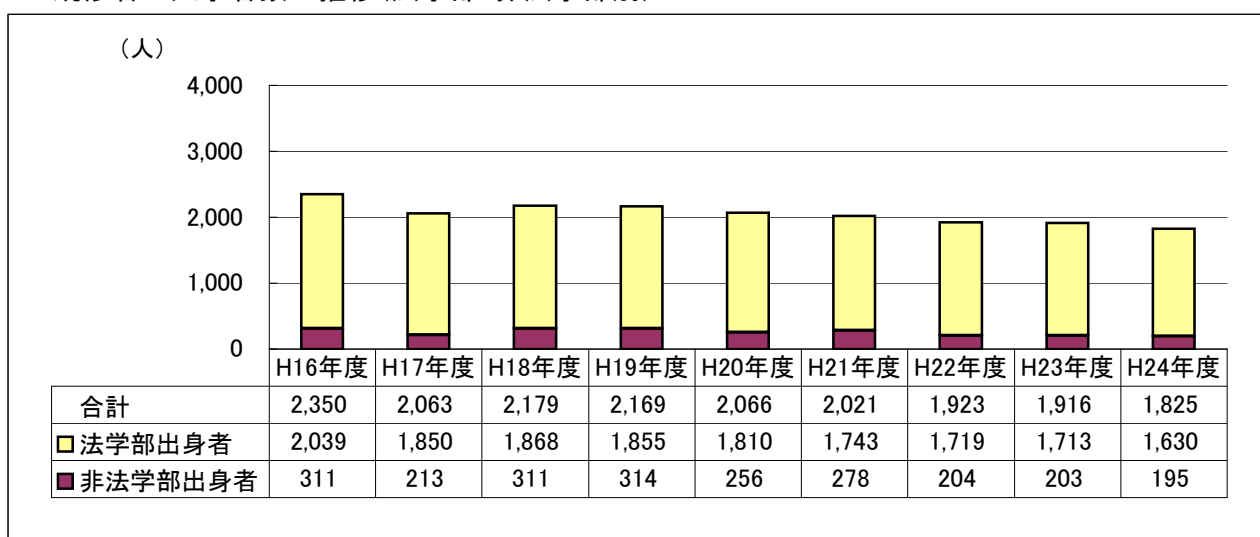


## 法科大学院への入学状況(既修/未修, 法学部/非法学部別)

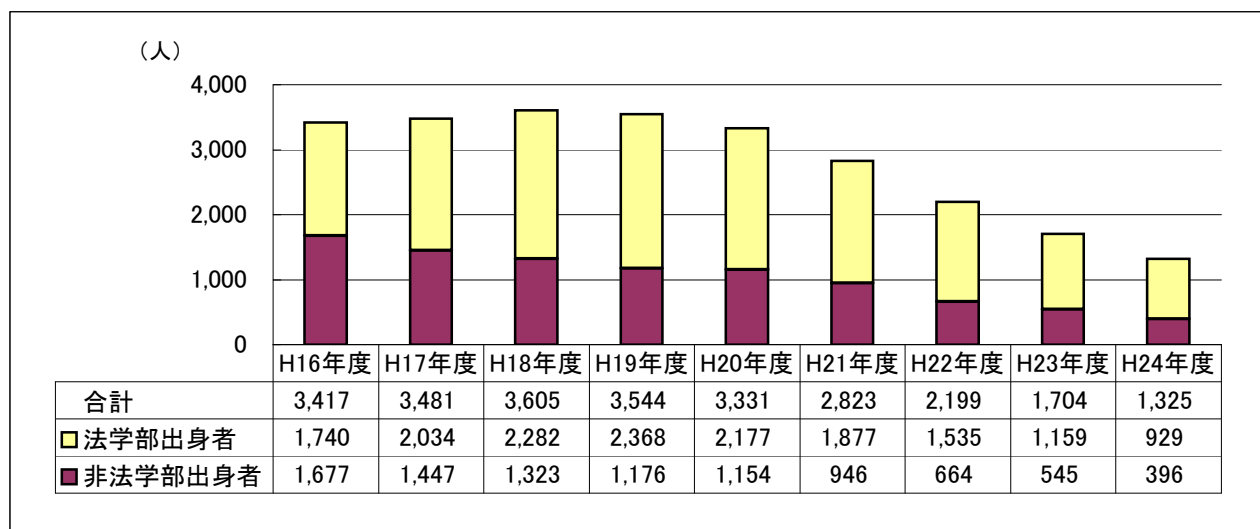
## 1 法科大学院入学者数の推移(既修・未修別)



## 2 既修者の入学者数の推移(法学部・非法学部別)



## 3 未修者の入学者数の推移(法学部・非法学部別)



# 法科大学院における授業科目について

文部科学省告示に規定		法科大学院の設置基準等に関する 中教審答申等		A大学 の場合	B大学 の場合	C大学 の場合
科目群	個別の科目	具体的な内容				
法律基本 科目群	憲法、行政法、民法、 商法、民事訴訟法、刑 法、刑事訴訟法に関す る分野の科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公法系 (憲法、行政法などに関する科目)</li> <li>・ 民事系 (民法、商法、民事訴訟法などの分野に 関する科目)</li> <li>・ 刑事系 (刑法、刑事訴訟法などの分野に関する 科目)</li> </ul>		58 単位	68 単位	60 単位
法律実務 基礎 科目群	法曹としての技能及び 責任その他の法律実 務に関する基礎的な分 野の科目	(法曹としての責任感、倫理観の涵養) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法曹倫理</li> <li>(法曹としての専門的技術の教育)</li> <li>・ 法情報調査、法文書作成、要件事実と事実認定 の基礎、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エク スターンシップ</li> </ul>		全科目群のうちから9単位		
基礎法学 ・ 隣接 科目群	基礎法学に関する分野 又は法学と関連を有す る分野の科目	(基礎法学科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法哲学、法社会学、法社会学、比較法、外国法等 (隣接科目)</li> <li>・ 公共政策、法と経済等</li> </ul>		全科目群のうちから2単位		
展開・先 端 科目群	先端的な法領域に関す る科目その他の実定法 に関する多様な分野の 科目であって、法律基 本科目以外のもの	(展開科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働法、経済法、税法、倒産処理法、国際私法 等</li> <li>(先端科目)</li> <li>・ 知的財産法、国際取引法、環境法等</li> </ul>		13 単位	4 単位	10 単位
標準修了要件単位数 93単位				100単位	101単位	96単位
				修了要件単位数 100単位	修了要件単位数 101単位	修了要件単位数 96単位

## 法科大学院における履修例①

## 法科大学院における法学未修者の履修例

1年次 計32単位 (必修30単位)
2年次 計36単位 (必修28単位)
3年次 計34単位
合計 102単位

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
1年次	前期	民法Ⅰ※ 4 刑法※ 4 憲法 4 民法Ⅱ 4	リーガル・リサーチ 2			32
	後期	行政法 2 民法Ⅲ 4 商法 4 民事訴訟法 2 刑事訴訟法 2				
2年次	前期	実務公法※ 6 実務民事法※ 14 実務刑事法※ 8	民事要件事実基礎※ 2	実務外国法 2		36
	後期		法曹倫理 2	現代アメリカの法と社会 2		
3年次	前期	応用民法 2	民事・行政・裁判演習※ 3 刑事裁判演習 3 ローヤリング 2		環境法Ⅰ 2 環境法Ⅱ 2 倒産法 2 実務国際私法Ⅰ 2 実務国際私法Ⅱ 2 ジェンダーと法演習 2	34
	後期	応用憲法 2	刑事実務演習Ⅱ 2		医事法 2 民事執行・保全法 2 実務労働法Ⅱ 2 トランスナショナル情報法 2	
計		62	16	4	20	102

- ・ 赤字は必修科目、黒字は選択必修若しくはその他の科目。(右端は単位数)
- ・ ※は通年科目。

## 法科大学院における既修者の履修例

2年次(1年目) 計36単位(必修28単位)
3年次(2年目) 計34単位
合計 70単位

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
2年次	前期	実務公法※ 6 実務民事法※ 14 実務刑事法※ 8	民事要件事実基礎※ 2	実務法理学Ⅰ 2 法と経済学 2		36
	後期		法曹倫理 2			
3年次	前期	応用民事訴訟法 2	民事・行政裁判演習※ 3 刑事裁判演習 3 ローヤリング 2 刑事実務演習Ⅰ 2		環境法Ⅰ 2 租税法基礎 2 金融商品取引法 2 経済法Ⅰ 2 倒産法 2 少年法・刑事政策 2	34
	後期	応用刑法 2	民事法発展演習 2		医事法 2 経済法Ⅱ 2 民事執行・保全法 2	
計		32	16	4	18	70

- ・ 赤字は必修科目、黒字は選択必修若しくはその他の科目。(右端は単位数)
- ・ ※は通年科目。

## 法科大学院における履修例②

## 法科大学院における法学未修者の履修例

(人権問題に関心の強い学生の例)

1年次	計32単位 (必修31単位、随意科目1単位)
2年次	計34単位 (必修25単位、選択8単位、自由選択科目1単位)
3年次	計31単位 (必修21単位、選択10単位)
合計	97単位 (随意科目・自由選択科目を除く95単位)

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
1年次	前期	憲法Ⅰ 2				14(1)
		民法Ⅰ 3.5				
	民法Ⅱ 3.5					
夏	民法Ⅳ 1					-
	刑法Ⅰ 4					
後期	導入ゼミ (1)					17
	(刑事訴訟法)					
2年次	前期	法曹実務見学講習 -				16
		憲法Ⅱ 2		比較法制度論 1		
	民法Ⅲ 4					
夏	民事訴訟法 4				刑事訴訟法 2	(1)
	刑法Ⅱ 2					
後期	刑事訴訟法 4					17
	公法演習Ⅰ 2		夏期特別研修 (エクスターンシップ)(1)			
夏	民法法演習Ⅰ 2					17
	民法法演習Ⅱ 2					
後期	刑事法演習Ⅰ 2			英米法 2	比較刑事司法 2	17
	行政法Ⅰ 2			法哲学 2		
3年次	前期	会社法 4				18
		公法演習Ⅱ 1		民事裁判基礎Ⅱ 1		
夏	企業法演習Ⅱ 2				環境法 2	1
	民事裁判基礎Ⅱ 1				消費税法 2	
後期	模擬裁判(民事) 1				国際人権法 2	12
	刑事実務概論 2				国際私法 2	
夏	発展ゼミⅠ(人権クリニック) 2					12
	模擬裁判(刑事) 1					
後期	法曹倫理Ⅱ 1			法と心理学 2	発展ゼミⅡ 2	12
	公法実務基礎 1					
後期	民事裁判基礎Ⅱ 1					12
	民事法務基礎 1					
計		60(1)	14(1)	7	14	95(2)

\* 各科目名のうち赤字は必修科目、その右端は単位数を表す。 \* 民事裁判基礎Ⅱと民事法務基礎は通年2年単位科目。

## 法科大学院における既修者の履修例

(ビジネスに強い関心を抱きつつも、国際性・人権に関心をもつ学生の例)

2年次(1年目)	計34単位(必修25単位、選択8単位、自由選択1単位)
3年次(2年目)	計31単位(必修21単位、選択10単位)
合計	65単位(自由選択科目を除くと64単位)

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計
2年次	前期	公法演習Ⅰ 2			民事執行法 2	16
		民法法演習Ⅰ 2				
	民法法演習Ⅱ 2					
夏	刑事法演習Ⅰ 2					(1)
	行政法Ⅰ 2					
後期	会社法 4					17
	夏期特別研修 (エクスターンシップ)(1)					
夏	民事法演習Ⅲ 1		法曹倫理Ⅰ 1	法哲学 2	租税法Ⅰ 2	17
	企業法演習Ⅰ 2		民事裁判基礎Ⅰ 1	法律英語 2		
後期	刑事法演習Ⅱ 2					18
	行政法Ⅱ 2					
3年次	前期	商法総則・商行為 2				18
		公法演習Ⅱ 1		民事裁判基礎Ⅱ 1		
夏	企業法演習Ⅱ 2				社会保障法 2	1
	民事法務基礎 1				独占禁止法Ⅱ 2	
後期	模擬裁判(民事) 1				国際人権法 2	12
	刑事実務概論 2				国際民事訴訟法 2	
夏	発展ゼミⅠ 2					12
	模擬裁判(刑事) 1					
後期	法曹倫理Ⅱ 1			金融商品取引法 2	発展ゼミⅡ 2	12
	公法実務基礎 1					
後期	民事裁判基礎Ⅱ 1					12
	民事法務基礎 1					
計		30	14(1)	6	14	64(1)

\* 各科目名のうち赤字は必修科目、その右端は単位数を表す。 \* 民事裁判基礎Ⅱと民事法務基礎は通年2年単位科目。



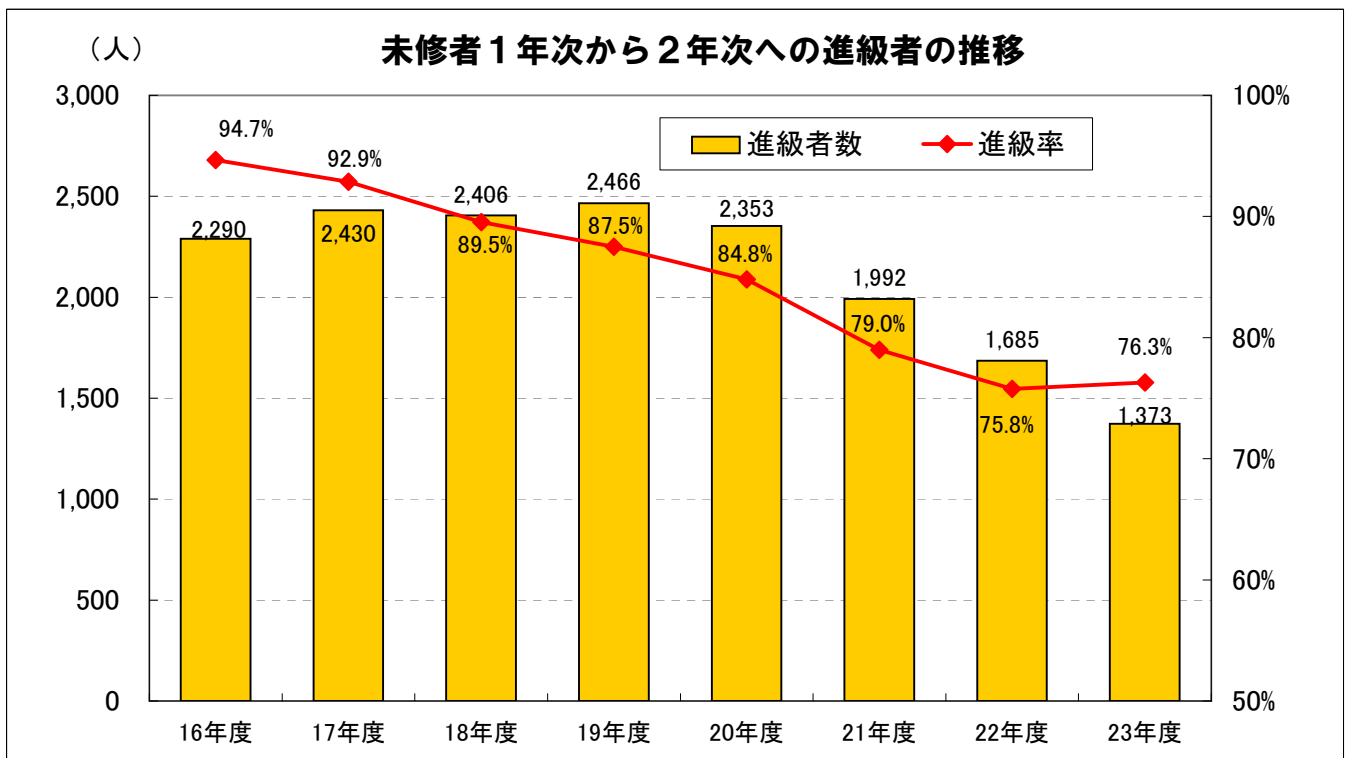
## 法科大学院における進級制度について

- ・ GPA制度をはじめとする厳格な成績評価の実施により、未修者の1年次から2年次への進級率は低下傾向。

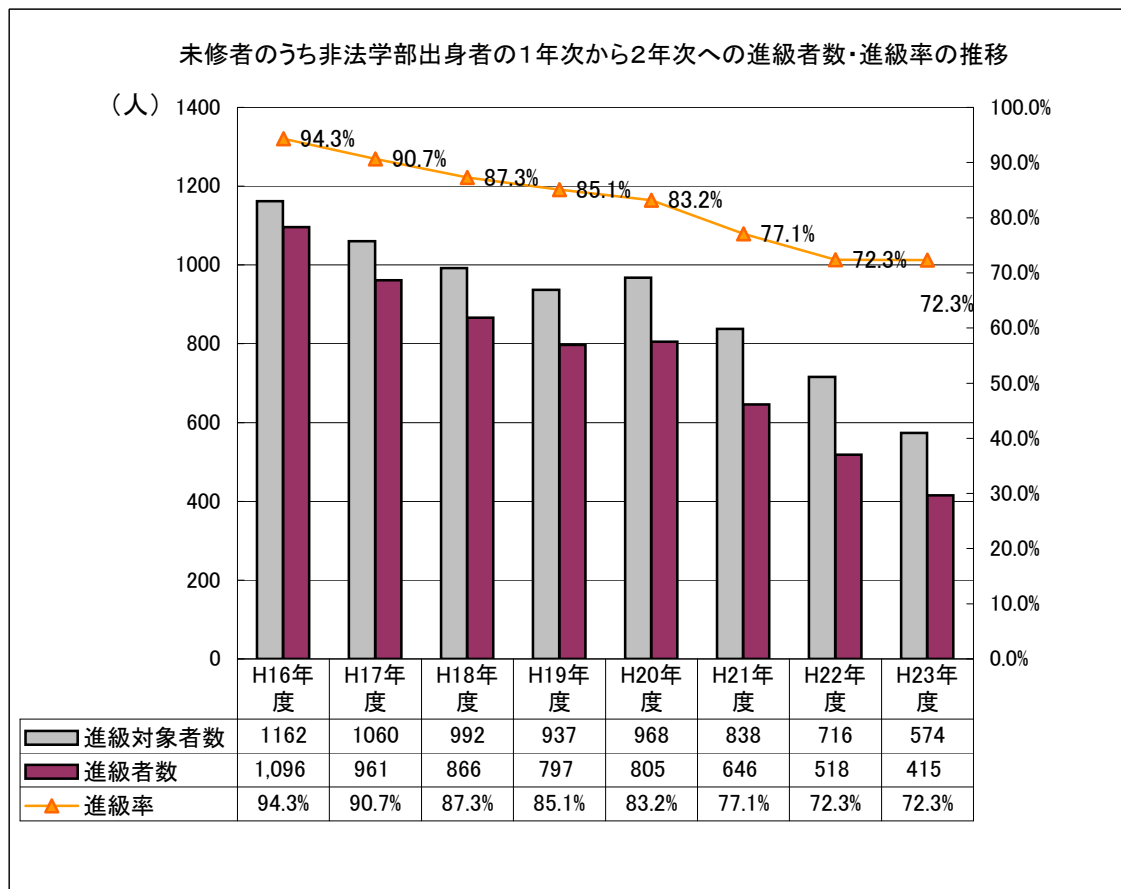
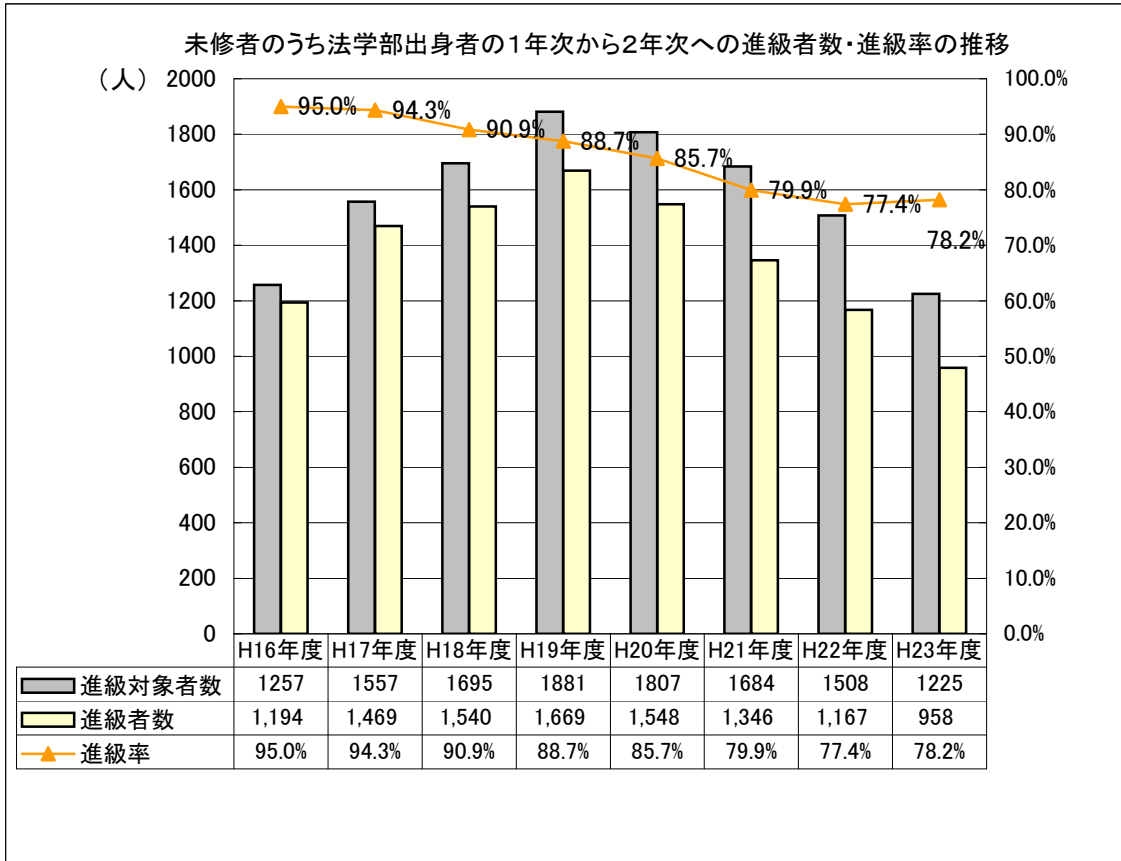
## ※GPA制度について

GPA制度とは、授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階(A, B, C, D, E)で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、評価する制度。

平成24年度において、GPA制度を導入している法科大学院は74校中62校(83.8%)



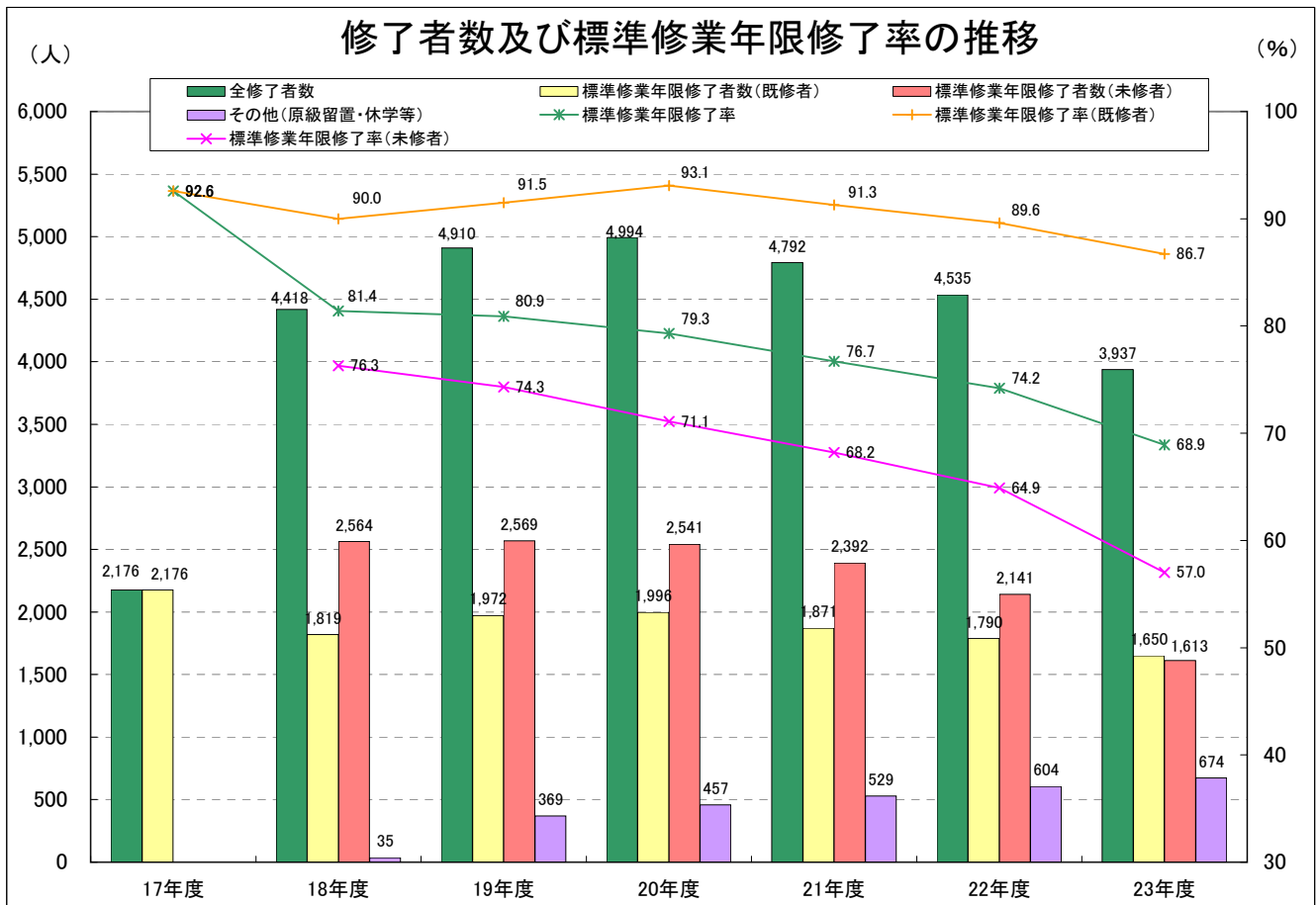
※ 進級制度を導入している法科大学院のみの人数。





## 法科大学院における修了認定について

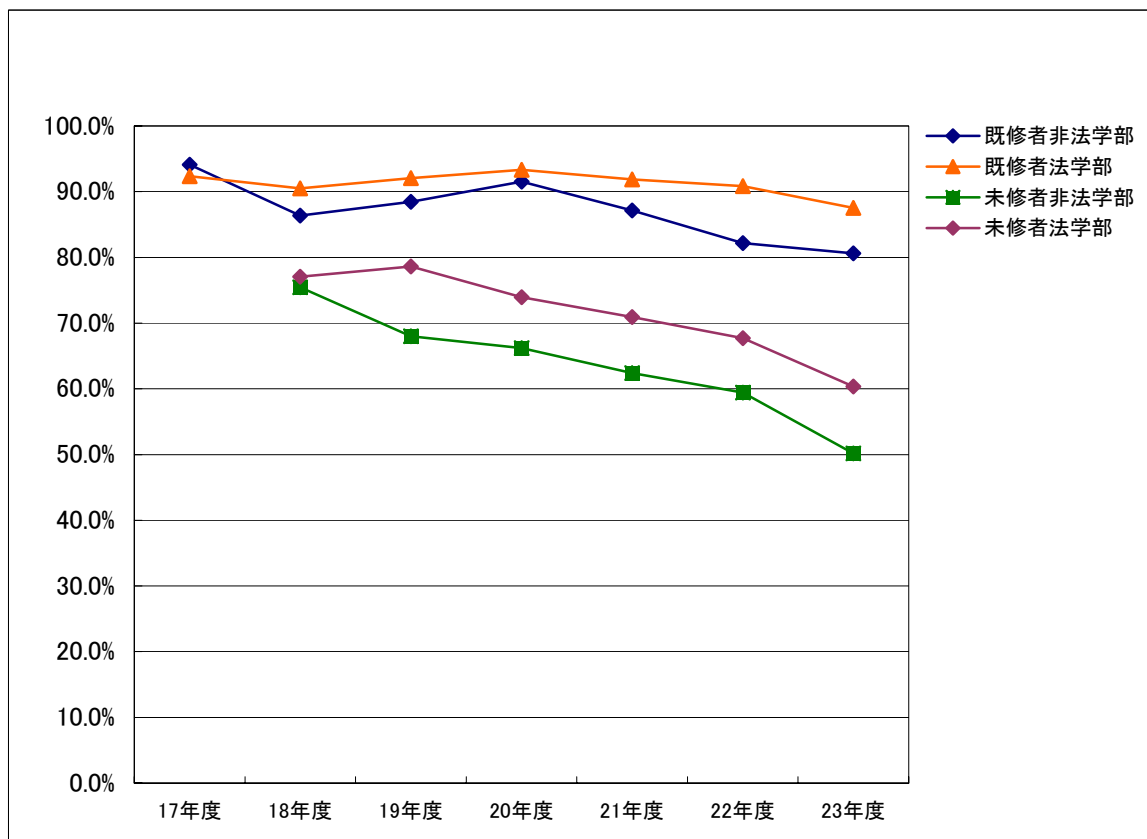
- ・ 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。  
※ 平成22～23年度の入学定員削減や厳格な入試による入学者数の減少により、今後修了者数はさらに大幅に減少する見込み。



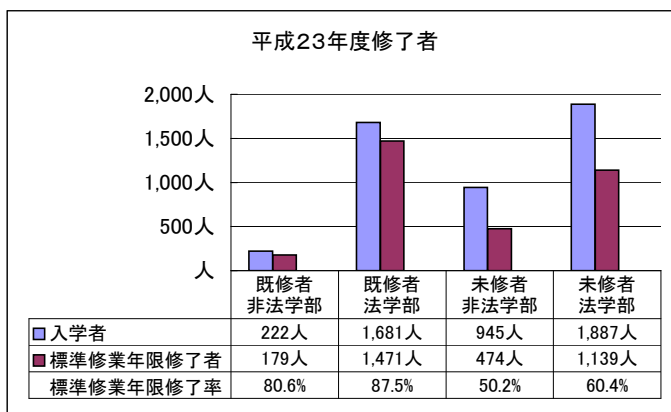
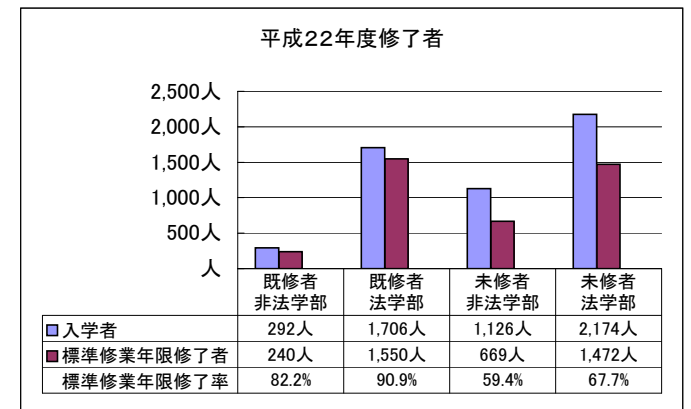
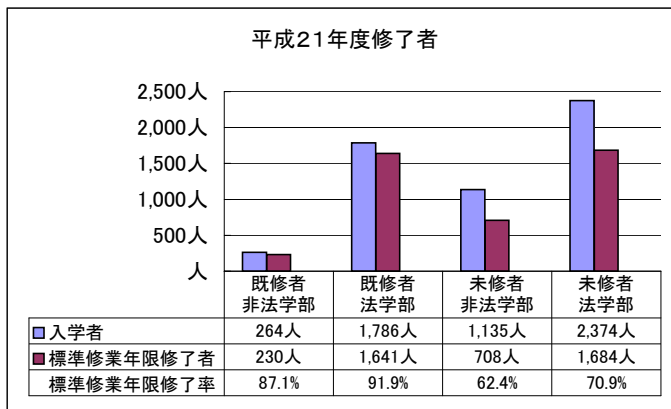
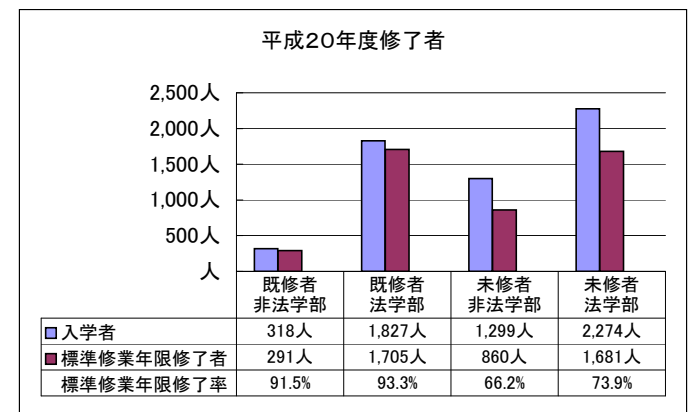
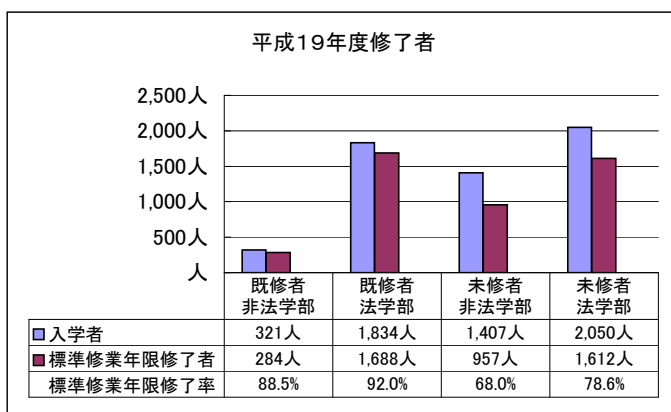
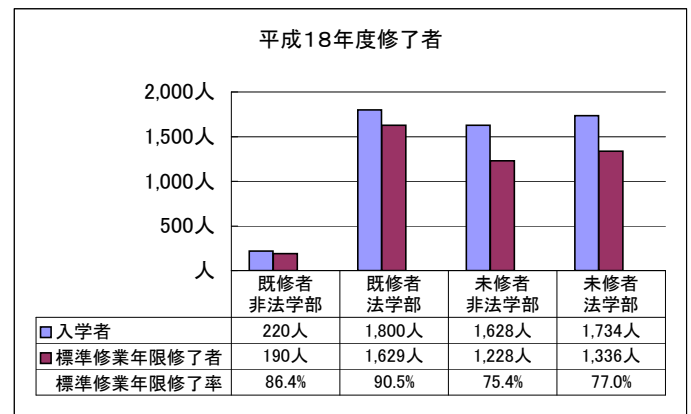
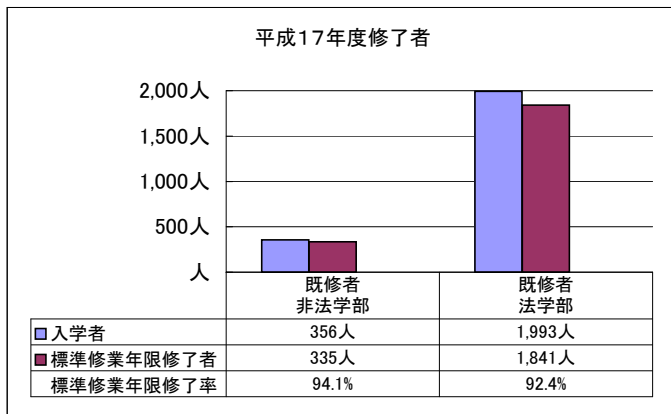
(注)標準修業年限修了率は既修、未修ごとの入学者(長期履修者を除く。)のうち標準修業年限修了者の割合である。

※修了認定の方式については各法科大学院により異なるが、必要な単位の取得に加えて、GPA方式による成績評価、修了認定試験等が実施されている。

## 既修・未修 法学部・非法学部別標準修業年限修了率の推移



## 既修・未修 法学部・非法学部別標準修業年限修了状況



※ 入学者数は、長期履修者を除く。



## 法科大学院修了者司法試験短答・総合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)

## 平成18年

	全体	既修者	
		非法学部	法学部
受験者	2091人	260人	1831人
短答合格者	1684人	217人	1467人
(対受験者 短答合格率)	(80.5%)	(83.5%)	(80.1%)
最終合格者	1009人	116人	893人
(対受験者 最終合格率)	(48.3%)	(44.6%)	(48.8%)
(対短答合格者 最終合格率)	(59.9%)	(53.5%)	(60.9%)

## 平成19年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	4607人	278人	2363人	2641人	894人	1072人	1966人
短答合格者	3479人	239人	2001人	2240人	578人	661人	1239人
(対受験者 短答合格率)	(75.5%)	(86.0%)	(84.7%)	(84.8%)	(64.7%)	(61.7%)	(63.0%)
最終合格者	1851人	120人	1095人	1215人	292人	344人	636人
(対受験者 最終合格率)	(40.2%)	(43.2%)	(46.3%)	(46.0%)	(32.7%)	(32.1%)	(32.3%)
(対短答合格者 最終合格率)	(53.2%)	(50.2%)	(54.7%)	(54.2%)	(50.5%)	(52.0%)	(51.3%)

## 平成20年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	6261人	347人	2655人	3002人	1290人	1969人	3259人
短答合格者	4654人	318人	2321人	2639人	811人	1204人	2015人
(対受験者 短答合格率)	(74.3%)	(91.6%)	(87.4%)	(87.9%)	(62.9%)	(61.1%)	(61.8%)
最終合格者	2065人	149人	1182人	1331人	298人	436人	734人
(対受験者 最終合格率)	(33.0%)	(42.9%)	(44.5%)	(44.3%)	(23.1%)	(22.1%)	(22.5%)
(対短答合格者 最終合格率)	(44.4%)	(46.9%)	(50.9%)	(50.4%)	(36.7%)	(36.2%)	(36.4%)

## 平成21年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	7392人	417人	2857人	3274人	1472人	2646人	4118人
短答合格者	5055人	346人	2394人	2740人	859人	1456人	2315人
(対受験者 短答合格率)	(68.4%)	(83.0%)	(83.8%)	(83.7%)	(58.4%)	(55.0%)	(56.2%)
最終合格者	2043人	140人	1126人	1266人	286人	491人	777人
(対受験者 最終合格率)	(27.6%)	(33.6%)	(39.4%)	(38.7%)	(19.4%)	(18.6%)	(18.9%)
(対短答合格者 最終合格率)	(40.4%)	(40.5%)	(47.0%)	(46.2%)	(33.3%)	(33.7%)	(33.6%)

## 平成22年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8163人	418人	2935人	3353人	1641人	3169人	4810人
短答合格者	5773人	372人	2556人	2928人	976人	1869人	2845人
(対受験者 短答合格率)	(70.7%)	(89.0%)	(87.1%)	(87.3%)	(59.5%)	(59.0%)	(59.1%)
最終合格者	2074人	147人	1095人	1242人	248人	584人	832人
(対受験者 最終合格率)	(25.4%)	(35.2%)	(37.3%)	(37.0%)	(15.1%)	(18.4%)	(17.3%)
(対短答合格者 最終合格率)	(35.9%)	(39.5%)	(42.8%)	(42.4%)	(25.4%)	(31.2%)	(29.2%)

## 法科大学院修了者司法試験短答・総合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)

## 平成23年

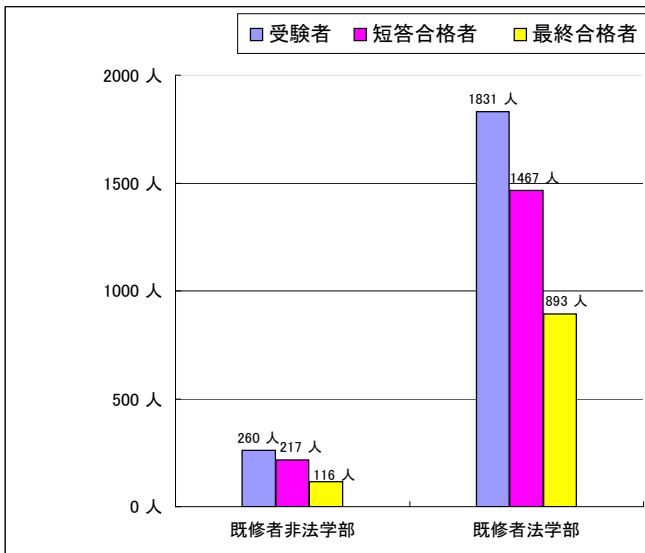
	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8765 人	422 人	2914 人	3336 人	1820 人	3609 人	5429 人
短答合格者	5654 人	339 人	2376 人	2715 人	979 人	1960 人	2939 人
(対受験者 短答合格率)	(64.5%)	(80.3%)	(81.5%)	(81.4%)	(53.8%)	(54.3%)	(54.1%)
最終合格者	2063 人	114 人	1068 人	1182 人	260 人	621 人	881 人
(対受験者 最終合格率)	(23.5%)	(27.0%)	(36.7%)	(35.4%)	(14.3%)	(17.2%)	(16.2%)
(対短答合格者 最終合格率)	(36.5%)	(33.6%)	(44.9%)	(43.5%)	(26.6%)	(31.7%)	(30.0%)

## 平成24年

	全体	既修者			未修者		
		非法学部	法学部	全体	非法学部	法学部	全体
受験者	8302 人	355 人	2876 人	3231 人	1669 人	3402 人	5071 人
短答合格者	5255 人	288 人	2278 人	2566 人	921 人	1768 人	2689 人
(対受験者 短答合格率)	(63.3%)	(81.1%)	(79.2%)	(79.4%)	(55.2%)	(52.0%)	(53.0%)
最終合格者	2044 人	109 人	1062 人	1171 人	250 人	623 人	873 人
(対受験者 最終合格率)	(24.6%)	(30.7%)	(36.9%)	(36.2%)	(15.0%)	(18.3%)	(17.2%)
(対短答合格者 最終合格率)	(38.9%)	(37.8%)	(46.6%)	(45.6%)	(27.1%)	(35.2%)	(32.5%)

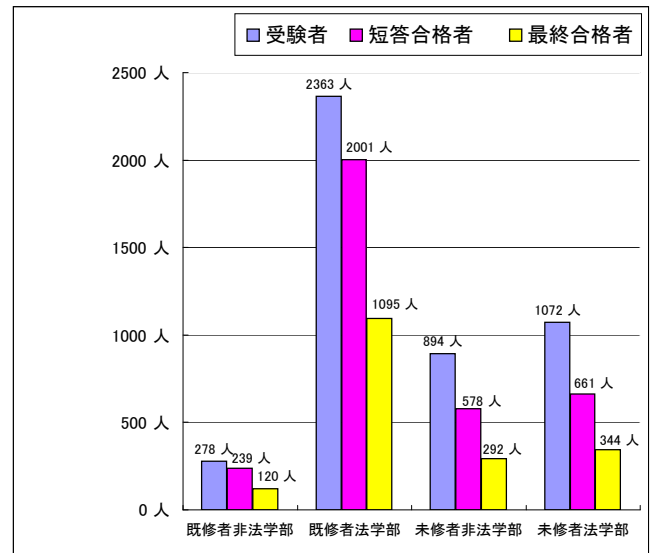
## 既修・未修 法学部・非法学部別合格状況

平成18年



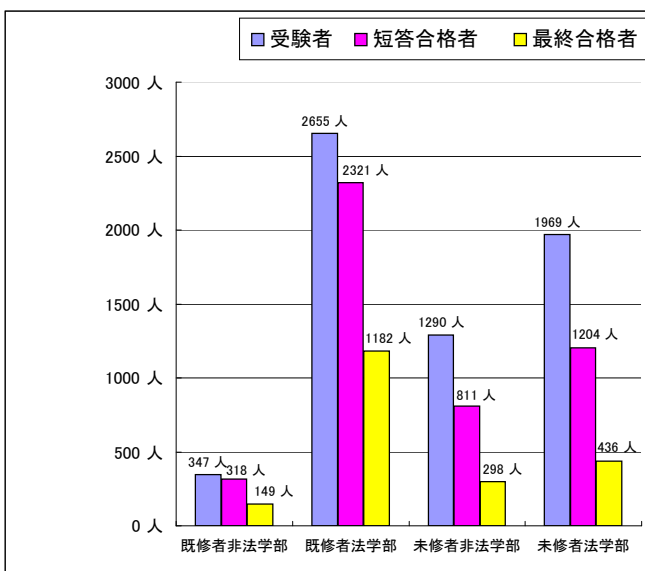
対受験者 短答合格率	83.5%	80.1%
対受験者 最終合格率	44.6%	48.8%
対短答合格者 最終合格率	53.5%	60.9%

平成19年



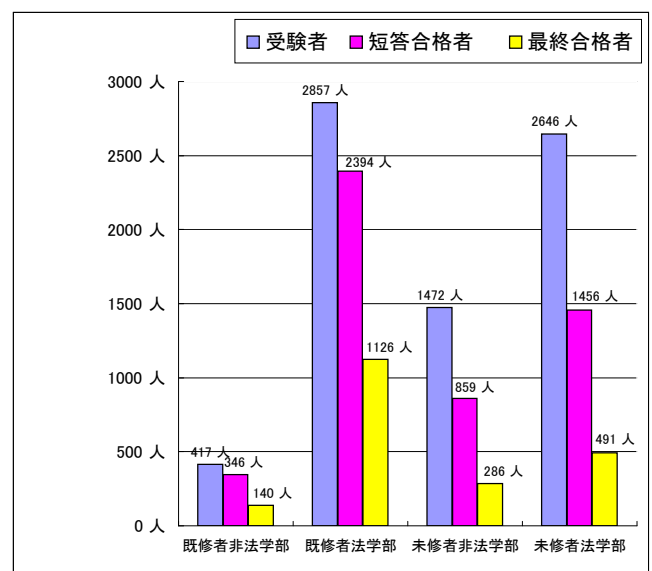
対受験者 短答合格率	86.0%	84.7%	64.7%	61.7%
対受験者 最終合格率	43.2%	46.3%	32.7%	32.1%
対短答合格者 最終合格率	50.2%	54.7%	50.5%	52.0%

平成20年



対受験者 短答合格率	91.6%	87.4%	62.9%	61.1%
対受験者 最終合格率	42.9%	44.5%	23.1%	22.1%
対短答合格者 最終合格率	46.9%	50.9%	36.7%	36.2%

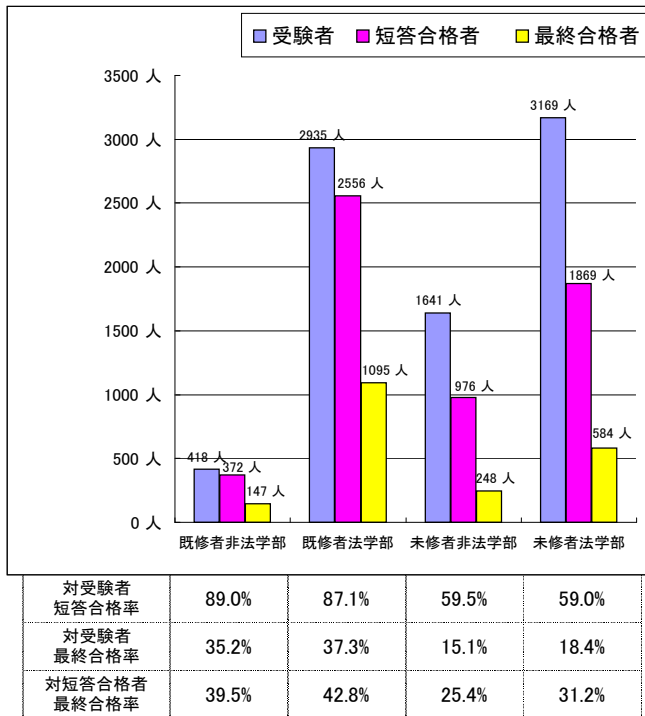
平成21年



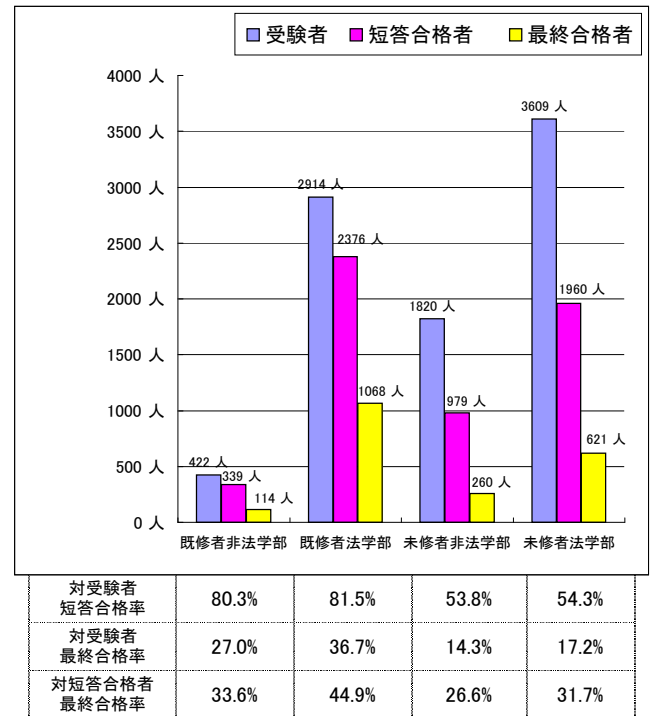
対受験者 短答合格率	83.0%	83.8%	58.4%	55.0%
対受験者 最終合格率	33.6%	39.4%	19.4%	18.6%
対短答合格者 最終合格率	40.5%	47.0%	33.3%	33.7%

## 既修・未修 法学部・非法学部別合格状況

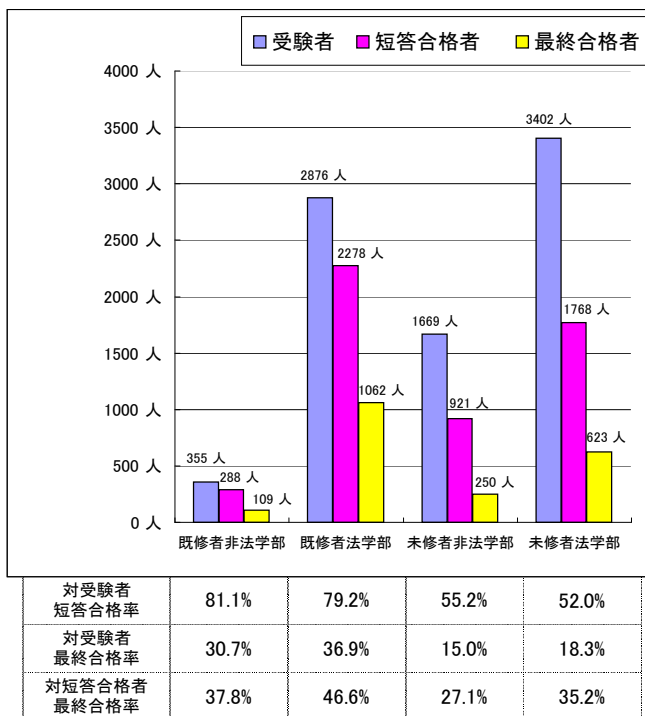
平成22年



平成23年

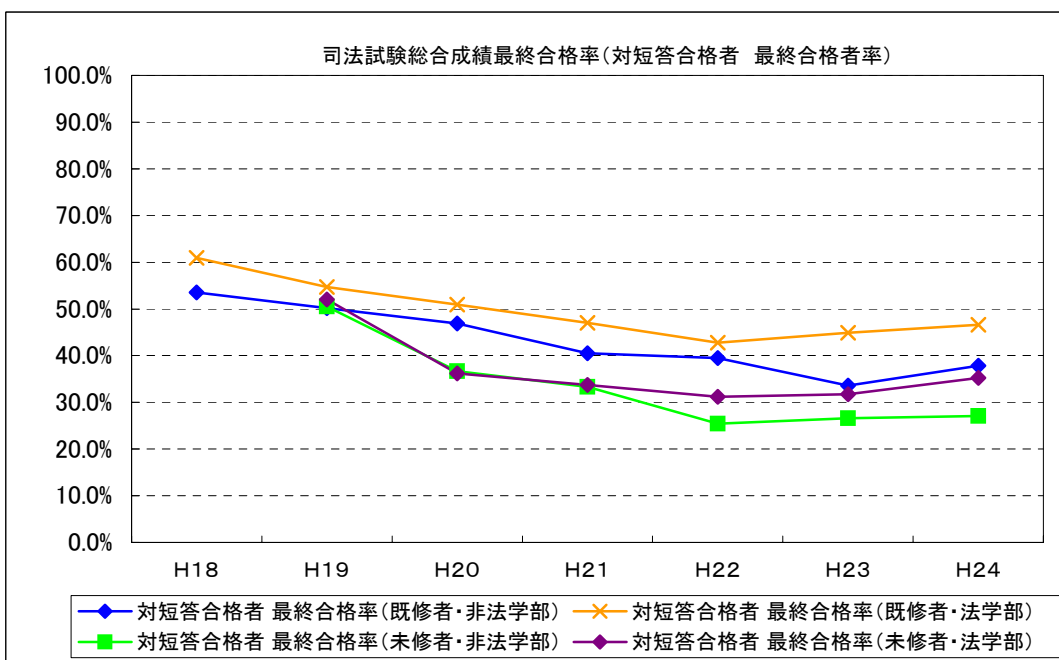
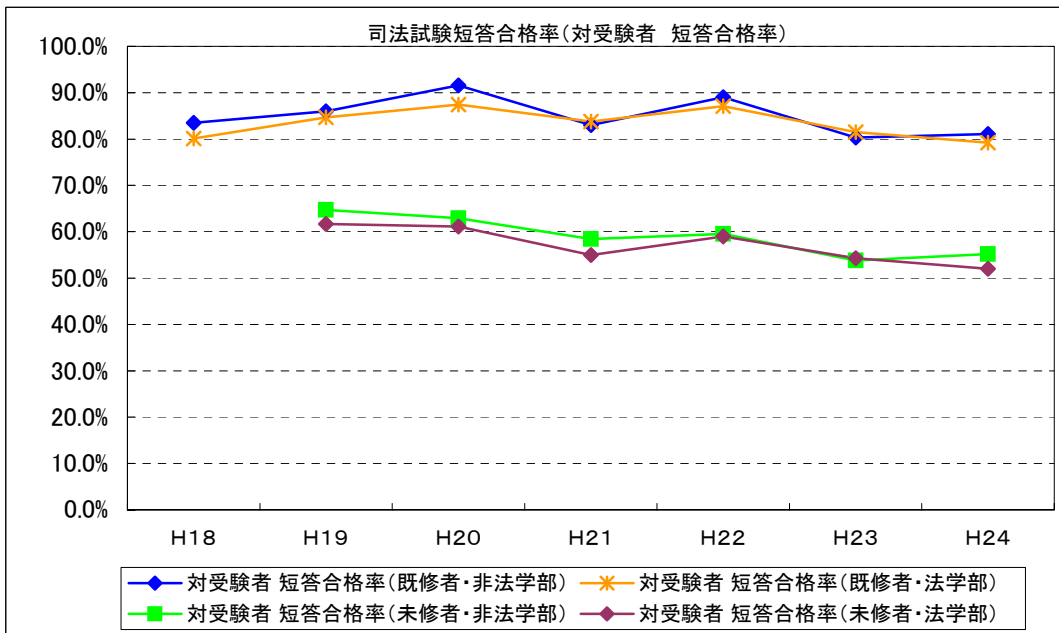
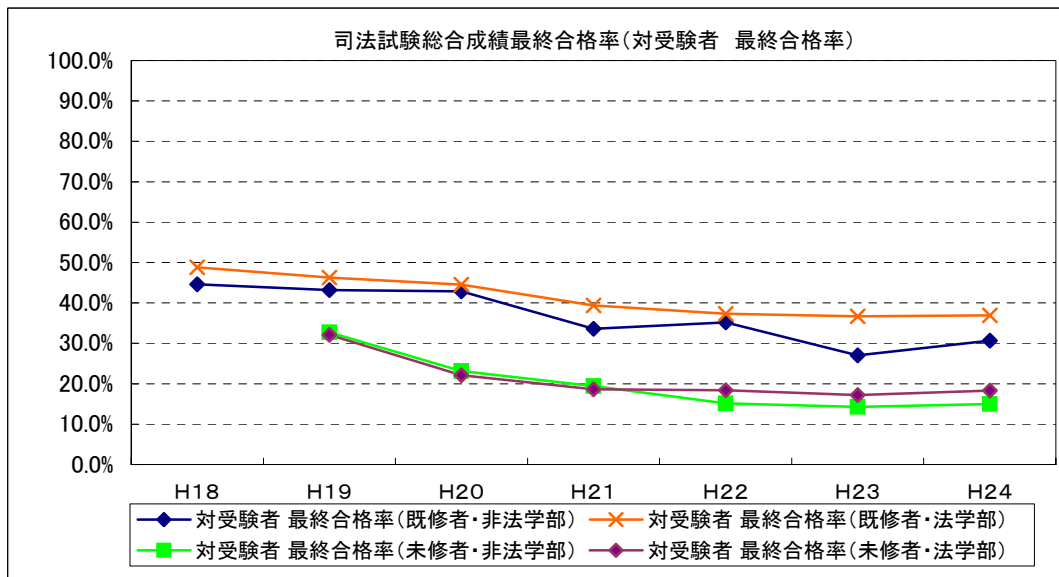


平成24年





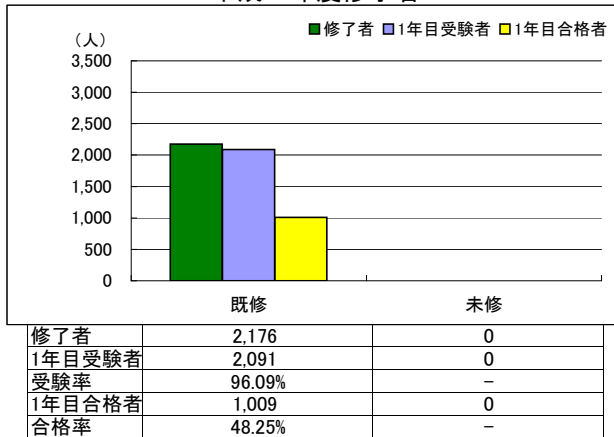
## 司法試験短答・綜合成績(既修・未修 法学部・非法学部別)



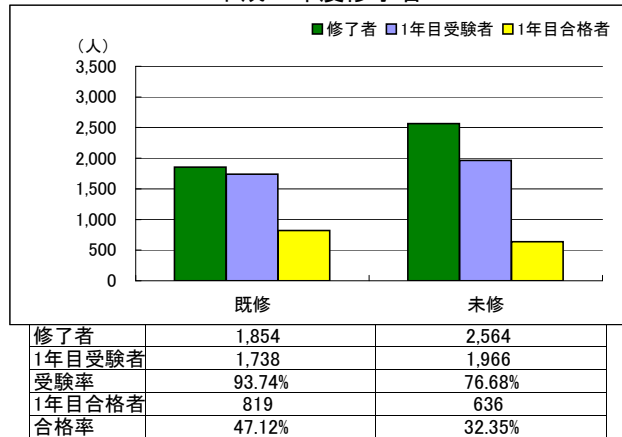


## 法科大学院修了年度別修了1年目司法試験受験率・合格率(既修・未修別)

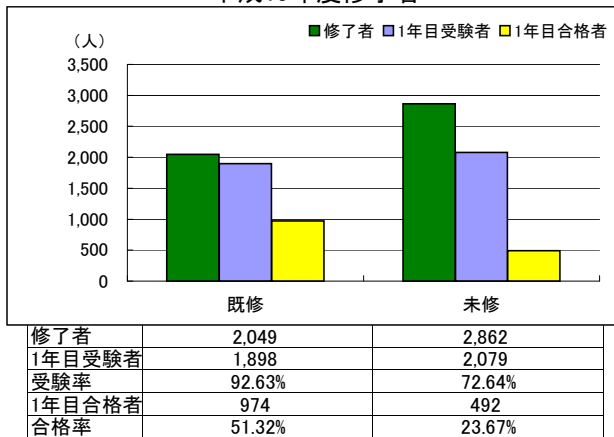
平成17年度修了者



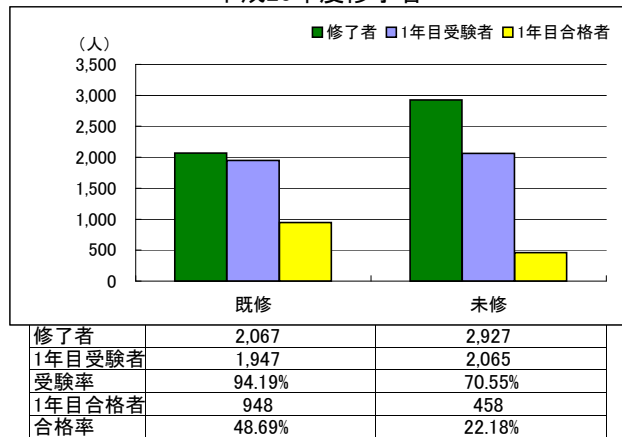
平成18年度修了者



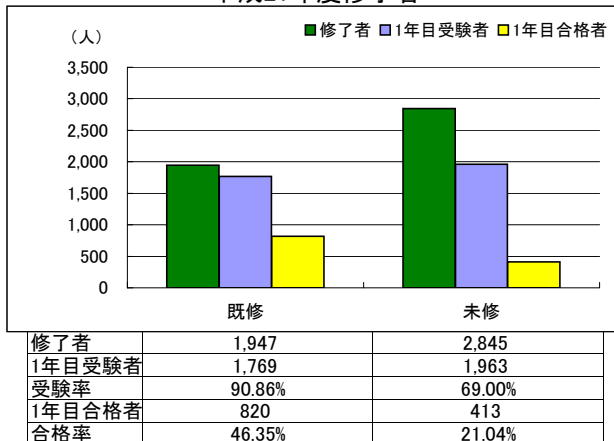
平成19年度修了者



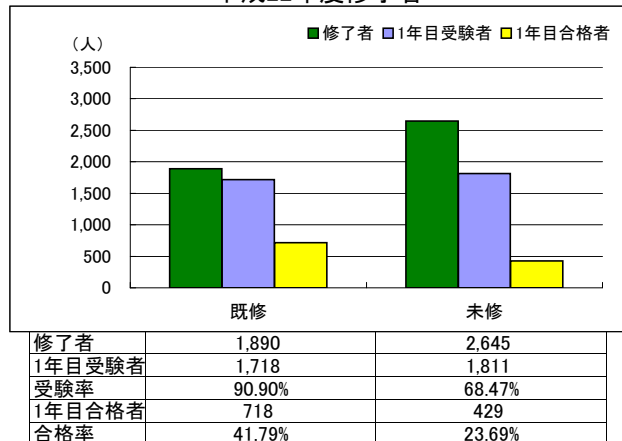
平成20年度修了者



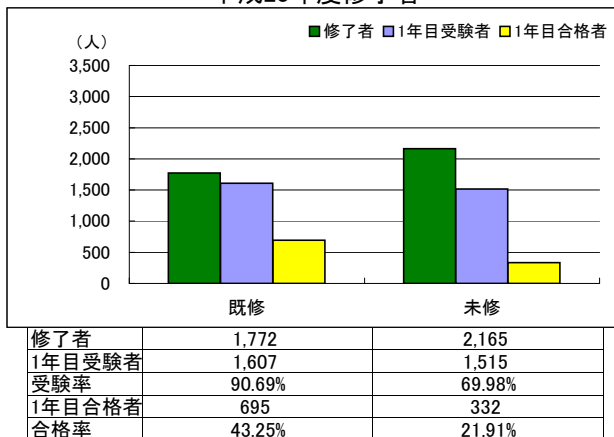
平成21年度修了者



平成22年度修了者



平成23年度修了者





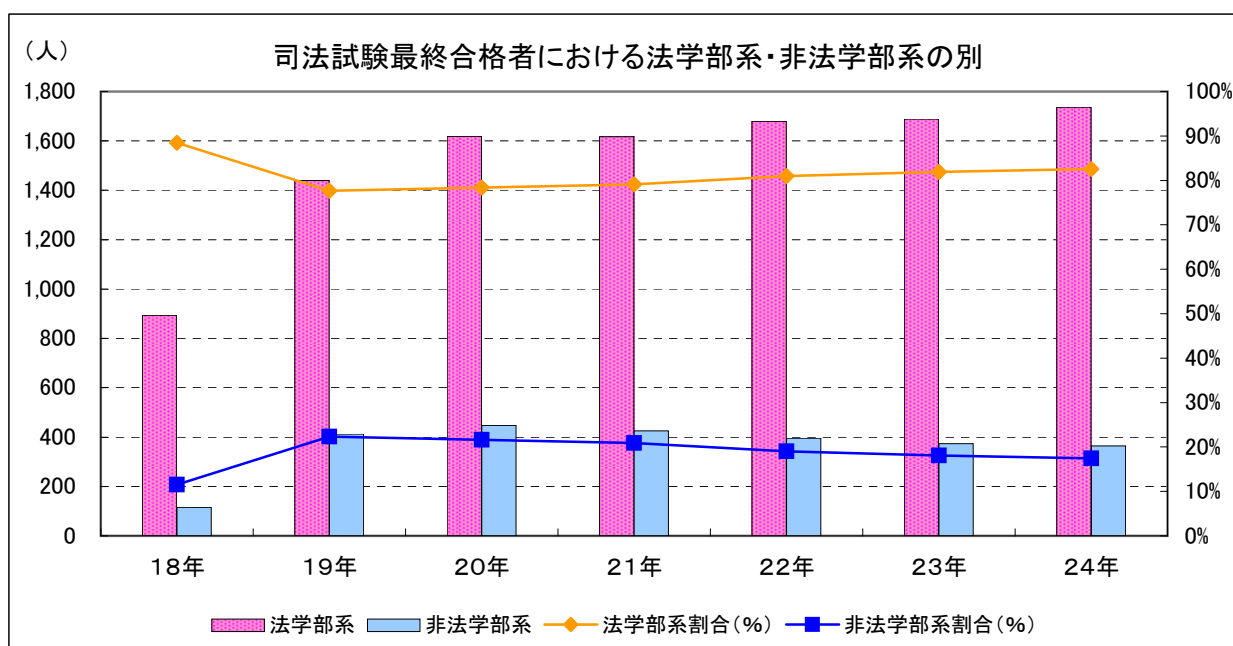
## 司法試験最終合格者数における法学部系・非法学部系の別

## (新)司法試験

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
法学部系	893	1,439	1,618	1,617	1,679	1,689	1,737
割合(%)	88.50	77.74	78.35	79.15	80.95	81.87	82.64
非法学部系	116	412	447	426	395	374	365
割合(%)	11.50	22.26	21.65	20.85	19.05	18.13	17.36
最終合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,102

1 受験願書の記載等に基づく情報

2 「法学部系」とは、法学部系学部の卒業、「非法学部系」とは、法学部系学部以外の学部の卒業のことである(法科大学院における既修・未修コースとは対応していない。)





法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率

修了年度別	平成18年新試験		平成19年新試験		平成20年新試験		平成21年新試験		平成22年新試験		平成23年新試験		平成24年新試験		累積者数		
	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	受験者数	合格者	合格率
平成17年度修了者 (H18～H22まで受験可)	既修	2,091	1,009	903	396	324	8	149	6						2,122	1,518	71.54%
	未修	-	-	-	-	-	-	-	-						-	-	-
	合計	2,091	1,009	903	396	324	8	149	6						2,122	1,518	71.54%
平成18年度修了者 (H19～H23まで受験可)	既修			1,738	819	780	258	373	78	155	12	164	9		1,824	1,176	64.47%
	未修			1,966	636	1,180	242	716	90	538	32	494	12		2,420	1,012	41.82%
	合計			3,704	1,455	1,960	500	1,089	168	693	44	658	21		4,244	2,188	51.56%
平成19年度修了者 (H20～H24まで受験可)	既修					1,898	974	824	232	412	96	181	25	14	2,017	1,341	66.48%
	未修					2,079	492	1,337	229	940	138	670	40	33	2,641	932	35.29%
	合計					3,977	1,466	2,161	461	1,352	234	851	65	47	4,658	2,273	48.80%
平成20年度修了者 (H21～H25まで受験可)	既修							1,947	948	868	308	400	126	24	2,025	1,406	69.43%
	未修							2,065	458	1,369	249	1,032	139	48	2,681	894	33.35%
	合計							4,012	1,406	2,237	557	1,432	265	72	4,706	2,300	48.87%
平成21年度修了者 (H22～H26まで受験可)	既修									1,769	820	873	304	136	1,892	1,260	66.60%
	未修									1,963	413	1,422	261	187	2,582	861	33.35%
	合計									3,732	1,233	2,295	565	323	4,474	2,121	47.41%
平成22年度修了者 (H23～H27まで受験可)	既修											1,718	718	855	1,811	1,020	56.32%
	未修											1,811	429	1,223	2,145	702	32.73%
	合計											3,529	1,147	2,078	3,956	1,722	43.53%
平成23年度修了者 (H24～H28まで受験可)	既修													1,607	695	43.25%	
	未修													1,515	332	21.91%	
	合計													3,122	1,027	32.90%	

※受験者実数とは、新司法試験（平成24年は司法試験）を1回以上受けた者の数。





	平成17～23年度修了者合計								
	受験者実数	合格者			合格率			既修	未修
		既修	未修	合格者	既修	未修	合格率		
1 一橋法科大学院	617	455	162	494	389	105	80.1%	85.5%	64.8%
2 千葉法科大学院	282	202	80	193	142	51	68.4%	70.3%	63.8%
3 慶應義塾法科大学院	1,507	1,116	391	1,118	896	222	74.2%	80.3%	56.8%
4 東京法科大学院	1,743	1,261	482	1,319	1,055	264	75.7%	83.7%	54.8%
5 早稲田法科大学院	1,443	153	1,290	804	110	694	55.7%	71.9%	53.8%
6 神戸法科大学院	578	439	139	407	334	73	70.4%	76.1%	52.5%
7 大阪法科大学院	568	190	378	336	142	194	59.2%	74.7%	51.3%
8 京大法科大学院	1,226	949	277	926	785	141	75.5%	82.7%	50.9%
9 名古屋法科大学院	456	146	310	266	113	153	58.3%	77.4%	49.4%
10 東北法科大学院	565	359	206	306	206	100	54.2%	57.4%	48.5%
11 北海道法科大学院	550	335	215	334	231	103	60.7%	69.0%	47.9%
12 愛知法科大学院	155	75	80	92	54	38	59.4%	72.0%	47.5%
13 中央法科大学院	1,782	1,359	423	1,209	1,024	185	67.8%	75.3%	43.7%
14 首都大東京法科大学院	375	291	84	226	190	36	60.3%	65.3%	42.9%
15 九州法科大学院	563	200	363	261	117	144	46.4%	58.5%	39.7%
16 金沢法科大学院	162	10	152	63	5	58	38.9%	50.0%	38.2%
17 明治法科大学院	1,160	671	489	560	376	184	48.3%	56.0%	37.6%
18 岡山大法科大学院	204	26	178	81	15	66	39.7%	57.7%	37.1%
19 福岡法科大学院	102	10	92	42	8	34	41.2%	80.0%	37.0%
20 広島法科大学院	243	43	200	99	26	73	40.7%	60.5%	36.5%
21 南山法科大学院	228	52	176	91	27	64	39.9%	51.9%	36.4%
22 大阪市立法科大学院	378	218	160	185	128	57	48.9%	58.7%	35.6%
23 同志社法科大学院	800	572	228	360	279	81	45.0%	48.8%	35.5%
24 中京法科大学院	114	4	110	40	2	38	35.1%	50.0%	34.5%
25 横浜国立法科大学院	265	71	194	104	40	64	39.2%	56.3%	33.0%
26 琉球法科大学院	104	0	104	33	0	33	31.7%	-	31.7%
27 創価法科大学院	252	62	190	95	35	60	37.7%	56.5%	31.6%
28 立教法科大学院	347	175	172	130	76	54	37.5%	43.4%	31.4%
29 上智法科大学院	576	352	224	257	187	70	44.6%	53.1%	31.3%
30 関西学院法科大学院	623	351	272	245	163	82	39.3%	46.4%	30.1%
31 立命館法科大学院	825	615	210	338	276	62	41.0%	44.9%	29.5%
32 山梨学院法科大学院	155	54	101	64	35	29	41.3%	64.8%	28.7%
33 広島修道法科大学院	132	16	116	41	9	32	31.1%	56.3%	27.6%
34 新潟法科大学院	220	17	203	65	9	56	29.5%	52.9%	27.6%
35 学習院法科大学院	293	234	59	128	112	16	43.7%	47.9%	27.1%
36 法政法科大学院	522	373	149	176	136	40	33.7%	36.5%	26.8%
37 近畿法科大学院	142	22	120	43	11	32	30.3%	50.0%	26.7%
38 北海学園法科大学院	79	18	61	26	10	16	32.9%	55.6%	26.2%
39 成蹊法科大学院	264	134	130	96	62	34	36.4%	46.3%	26.2%
40 熊本法科大学院	115	11	104	32	5	27	27.8%	45.5%	26.0%
41 名城法科大学院	156	26	130	45	13	32	28.8%	50.0%	24.6%
42 筑波法科大学院	130	0	130	32	0	32	24.6%	-	24.6%
43 専修法科大学院	328	254	74	113	95	18	34.5%	37.4%	24.3%
44 静岡法科大学院	99	6	93	26	4	22	26.3%	66.7%	23.7%
45 関西大法科大学院	632	424	208	212	163	49	33.5%	38.4%	23.6%
46 甲南法科大学院	294	118	176	86	46	40	29.3%	39.0%	22.7%
47 西南学院法科大学院	188	12	176	47	7	40	25.0%	58.3%	22.7%
48 青山学院法科大学院	222	29	193	54	12	42	24.3%	41.4%	21.8%
49 関東学院法科大学院	137	24	113	35	12	23	25.5%	50.0%	20.4%
50 大宮法科大学院	305	0	305	61	0	61	20.0%	-	20.0%
51 香川法科大学院	114	7	107	23	2	21	20.2%	28.6%	19.6%
52 東北学院法科大学院	109	7	102	22	2	20	20.2%	28.6%	19.6%
53 駒澤法科大学院	176	53	123	41	17	24	23.3%	32.1%	19.5%
54 島根法科大学院	91	2	89	18	1	17	19.8%	50.0%	19.1%
55 桐蔭横浜法科大学院	228	0	228	43	0	43	18.9%	-	18.9%
56 日本法科大学院	518	289	229	122	79	43	23.6%	27.3%	18.8%
57 明治学院法科大学院	288	38	250	63	18	45	21.9%	47.4%	18.0%
58 神戸学院法科大学院	98	9	89	19	3	16	19.4%	33.3%	18.0%
59 獨協法科大学院	209	2	207	38	1	37	18.2%	50.0%	17.9%
60 久留米法科大学院	126	21	105	25	8	17	19.8%	38.1%	16.2%
61 神奈川法科大学院	164	33	131	40	19	21	24.4%	57.6%	16.0%
62 白鷗法科大学院	101	25	76	23	11	12	22.8%	44.0%	15.8%
63 東海法科大学院	151	3	148	23	0	23	15.2%	0.0%	15.5%
64 信州法科大学院	112	0	112	17	0	17	15.2%	-	15.2%
65 國學院法科大学院	177	7	170	30	5	25	16.9%	71.4%	14.7%
66 大東文化法科大学院	163	34	129	26	8	18	16.0%	23.5%	14.0%
67 東洋法科大学院	211	103	108	50	35	15	23.7%	34.0%	13.9%
68 龍谷法科大学院	171	1	170	24	1	23	14.0%	100.0%	13.5%
69 駿河台大法科大学院	286	86	200	46	21	25	16.1%	24.4%	12.5%
70 鹿児島法科大学院	104	0	104	12	0	12	11.5%	-	11.5%
71 京都産業法科大学院	180	6	174	22	2	20	12.2%	33.3%	11.5%
72 愛知学院法科大学院	88	4	84	10	3	7	11.4%	75.0%	8.3%
73 大阪学院法科大学院	137	12	125	13	6	7	9.5%	50.0%	5.6%
74 姫路獨協法科大学院	74	22	52	3	2	1	4.1%	9.1%	1.9%
総計	27,282	13,298	13,984	13,149	8,416	4,733	48.2%	63.3%	33.8%

※受験者実数とは、（新）司法試験を1回以上受けた者の数。

※太線は、合格率（未修）の平均値を示す。

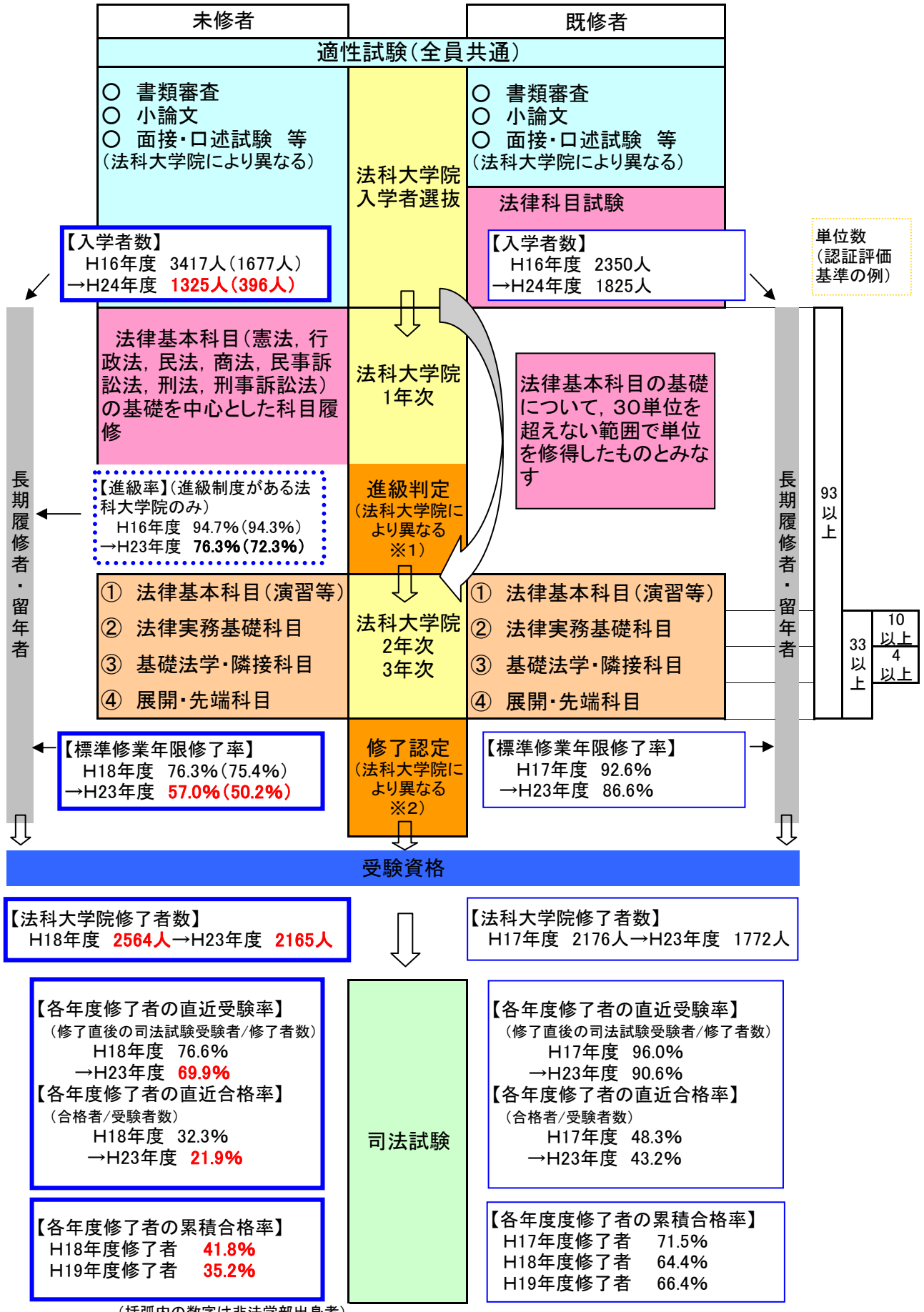
法科大学院別既修・未修別総合合格者数・合格率（合格率順）

	平成17～23年度修了者合計								
	受験者実数	既修	未修	合格者	既修	未修	合格率	既修	未修
1 一橋大法科大学院	617	455	162	494	389	105	80.1%	85.5%	64.8%
2 東京大法科大学院	1,743	1,261	482	1,319	1,055	264	75.7%	83.7%	54.8%
3 京大法科大学院	1,226	949	277	926	785	141	75.5%	82.7%	50.9%
4 慶應義塾大法科大学院	1,507	1,116	391	1,118	896	222	74.2%	80.3%	56.8%
5 神戸大法科大学院	578	439	139	407	334	73	70.4%	76.1%	52.5%
6 千葉大法科大学院	282	202	80	193	142	51	68.4%	70.3%	63.8%
7 中央大法科大学院	1,782	1,359	423	1,209	1,024	185	67.8%	75.3%	43.7%
8 北海道大法科大学院	550	335	215	334	231	103	60.7%	69.0%	47.9%
9 首都大東京法科大学院	375	291	84	226	190	36	60.3%	65.3%	42.9%
10 愛知大法科大学院	155	75	80	92	54	38	59.4%	72.0%	47.5%
11 大阪大法科大学院	568	190	378	336	142	194	59.2%	74.7%	51.3%
12 名古屋大法科大学院	456	146	310	266	113	153	58.3%	77.4%	49.4%
13 早稲田大法科大学院	1,443	153	1,290	804	110	694	55.7%	71.9%	53.8%
14 東北大法科大学院	565	359	206	306	206	100	54.2%	57.4%	48.5%
15 大阪市立大法科大学院	378	218	160	185	128	57	48.9%	58.7%	35.6%
16 明治大法科大学院	1,160	671	489	560	376	184	48.3%	56.0%	37.6%
17 九州大法科大学院	563	200	363	261	117	144	46.4%	58.5%	39.7%
18 同志社大法科大学院	800	572	228	360	279	81	45.0%	48.8%	35.5%
19 上智大法科大学院	576	352	224	257	187	70	44.6%	53.1%	31.3%
20 学習院大法科大学院	293	234	59	128	112	16	43.7%	47.9%	27.1%
21 山梨学院大法科大学院	155	54	101	64	35	29	41.3%	64.8%	28.7%
22 福岡大法科大学院	102	10	92	42	8	34	41.2%	80.0%	37.0%
23 立命館大法科大学院	825	615	210	338	276	62	41.0%	44.9%	29.5%
24 広島大法科大学院	243	43	200	99	26	73	40.7%	60.5%	36.5%
25 南山大法科大学院	228	52	176	91	27	64	39.9%	51.9%	36.4%
26 岡山大法科大学院	204	26	178	81	15	66	39.7%	57.7%	37.1%
27 関西学院大法科大学院	623	351	272	245	163	82	39.3%	46.4%	30.1%
28 横浜国立大法科大学院	265	71	194	104	40	64	39.2%	56.3%	33.0%
29 金沢大法科大学院	162	10	152	63	5	58	38.9%	50.0%	38.2%
30 創価大法科大学院	252	62	190	95	35	60	37.7%	56.5%	31.6%
31 立教大法科大学院	347	175	172	130	76	54	37.5%	43.4%	31.4%
32 成蹊大法科大学院	264	134	130	96	62	34	36.4%	46.3%	26.2%
33 中京大法科大学院	114	4	110	40	2	38	35.1%	50.0%	34.5%
34 専修大法科大学院	328	254	74	113	95	18	34.5%	37.4%	24.3%
35 法政大法科大学院	522	373	149	176	136	40	33.7%	36.5%	26.8%
36 関西大法科大学院	632	424	208	212	163	49	33.5%	38.4%	23.6%
37 北海学園大法科大学院	79	18	61	26	10	16	32.9%	55.6%	26.2%
38 琉球大法科大学院	104	0	104	33	0	33	31.7%	-	31.7%
39 広島修道大法科大学院	132	16	116	41	9	32	31.1%	56.3%	27.6%
40 近畿大法科大学院	142	22	120	43	11	32	30.3%	50.0%	26.7%
41 新潟大法科大学院	220	17	203	65	9	56	29.5%	52.9%	27.6%
42 甲南大法科大学院	294	118	176	86	46	40	29.3%	39.0%	22.7%
43 名城大法科大学院	156	26	130	45	13	32	28.8%	50.0%	24.6%
44 熊本大法科大学院	115	11	104	32	5	27	27.8%	45.5%	26.0%
45 静岡大法科大学院	99	6	93	26	4	22	26.3%	66.7%	23.7%
46 関東学院大法科大学院	137	24	113	35	12	23	25.5%	50.0%	20.4%
47 西南学院大法科大学院	188	12	176	47	7	40	25.0%	58.3%	22.7%
48 筑波大法科大学院	130	0	130	32	0	32	24.6%	-	24.6%
49 神奈川大法科大学院	164	33	131	40	19	21	24.4%	57.6%	16.0%
50 青山学院大法科大学院	222	29	193	54	12	42	24.3%	41.4%	21.8%
51 東洋大法科大学院	211	103	108	50	35	15	23.7%	34.0%	13.9%
52 日本大法科大学院	518	289	229	122	79	43	23.6%	27.3%	18.8%
53 駒澤大法科大学院	176	53	123	41	17	24	23.3%	32.1%	19.5%
54 白鷗大法科大学院	101	25	76	23	11	12	22.8%	44.0%	15.8%
55 明治学院大法科大学院	288	38	250	63	18	45	21.9%	47.4%	18.0%
56 東北学院大法科大学院	109	7	102	22	2	20	20.2%	28.6%	19.6%
57 香川大法科大学院	114	7	107	23	2	21	20.2%	28.6%	19.6%
58 大宮法科大学院大学	305	0	305	61	0	61	20.0%	-	20.0%
59 久留米大法科大学院	126	21	105	25	8	17	19.8%	38.1%	16.2%
60 島根大法科大学院	91	2	89	18	1	17	19.8%	50.0%	19.1%
61 神戸学院大法科大学院	98	9	89	19	3	16	19.4%	33.3%	18.0%
62 桐蔭横浜大法科大学院	228	0	228	43	0	43	18.9%	-	18.9%
63 獨協大法科大学院	209	2	207	38	1	37	18.2%	50.0%	17.9%
64 國學院大法科大学院	177	7	170	30	5	25	16.9%	71.4%	14.7%
65 駿河台大法科大学院	286	86	200	46	21	25	16.1%	24.4%	12.5%
66 大東文化大法科大学院	163	34	129	26	8	18	16.0%	23.5%	14.0%
67 東海大法科大学院	151	3	148	23	0	23	15.2%	0.0%	15.5%
68 信州大法科大学院	112	0	112	17	0	17	15.2%	-	15.2%
69 龍谷大法科大学院	171	1	170	24	1	23	14.0%	100.0%	13.5%
70 京都産業大法科大学院	180	6	174	22	2	20	12.2%	33.3%	11.5%
71 鹿児島大法科大学院	104	0	104	12	0	12	11.5%	-	11.5%
72 愛知学院大法科大学院	88	4	84	10	3	7	11.4%	75.0%	8.3%
73 大阪学院大法科大学院	137	12	125	13	6	7	9.5%	50.0%	5.6%
74 姫路獨協大法科大学院	74	22	52	3	2	1	4.1%	9.1%	1.9%
総計	27,282	13,298	13,984	13,149	8,416	4,733	48.2%	63.3%	33.8%

※受験者実数とは、（新）司法試験を1回以上受けた者の数。

※太線は、合格率の平均値を示す。

法科大学院入学から司法試験までの未修者・既修者の比較



※1 GPA制度等。なお、進級制度を導入していない法科大学院もある。  
 ※2 必要な単位の取得による認定に加えて、GPAや修了認定試験等を実施している法科大学院もある。



## 法科大学院の定員・設置数に関する意見（第4回検討会議での議論）

### 第1 統廃合など組織見直しの必要性について

- 法科大学院の定員の削減や整理，統廃合などの組織の見直しをすることが最も重要な課題。少なくとも累積合格率7割ないし8割を目指して，その上で，法曹人口との兼ね合いを考えながら，定員と設置数の規模を検討していくというのが一つの方向ではないか。
- 一定程度の合格率を維持するために，統廃合，定員削減はやらざるを得ない。他方で司法試験の合格者率は合格者数によって左右されるのであり，合格者数と定員をいたずらに全部縮小していく考えには反対。

### 第2 組織見直しを促進するための方策について

#### 1 公的支援の見直し・人的支援の見直しに留まらない措置の必要性について

- 公的支援の見直しにより自主的な改善を促すと一連の手法は厳しいものであり，法科大学院も真剣に取り組んでいると見られることから，その成果を基本的には見守っていく必要がある。しかし，なかなか結果を出せない法科大学院が一定程度存在するとすれば，更に踏み込んでいく必要がある。
- 公的な支援を削減するというのは，文部科学省の在り方として非常に踏み込んでいるが，スピードという意味では問題があり，今のような危機的な状況では，更なる方策を考える必要がある。
- 公的支援の見直しだけで，今極めて厳しく問われている法科大学院制度に対する信頼を取り戻せるだけの数に絞り込めるか疑問である。
- 補助金の削減というのは体力のない法科大学院に撤退を促す手法であり，必ずしも必要なものに絞るということを意味しない。また，効果が現れる時期が不確定であり，スピードの点で問題が残る。そこで，自主的改善努力を踏まえつつも，法令上の措置に基づいて速やかに統廃合を実施することが必要。
- 法科大学院全体の規模が非常に過剰であり，公的支援の問題・人的支援の問題だけで対応できるのか。何らかの法的な措置を講ずる必要があるのではないか。
- 合格率が非常に低い状況で，法科大学院という名称を与えていることに疑問がある。自浄作用で是正，改善していくということは，もう不可能ではないかと思われ，強制的な何らかの枠組みを作る必要があるのではないか。
- プロフェッショナルをつくるということは，教育，育成であって，学問をすることとは別であり，規制があって当然。

#### 2 具体的に考えられる方策について

- 統廃合の基準の一つとして認証評価制度を考えるべき。認証評価をより厳密化するとともに，3つの評価機関の評価基準の一体化あるいは公正化を高めることにより，統廃合に資するような内容の認証評価制度になり，法令的な措置の一つの根拠ともなっていくのではないか。
- そもそも審議会意見書の中でも，法科大学院が全て受験資格を持つということではなく，適切な第三者評価によって適格認定を受けた法科大学院の修了者に受

験資格を認めるという枠組みを考えていたのであり、一定の水準のところを受験資格を付与するということを参考にして、いろんなバリエーションを考えていけばいいのではないか。

- 統廃合については、法的な裏付けを持って行う必要がある。例えば、合格率等の一定の要件を満たさない法科大学院に関しては、その修了者に対して司法試験受験資格を与えないというようなものが考えられる。
- 法科大学院の認可を文部科学省が取り消す方法と、法務大臣が受験資格を認めないという2つの方法が考えられる。ただ、いずれも課題があり、詰めた議論をすべき。

### 3 組織見直しの促進に当たって留意すべき点について

#### (1) 地域適正配置・夜間法科大学院について

- 地方で仕事をし、子どもや高齢者を抱えながら頑張っている人にとっては、地元で法科大学院があったから弁護士になれたという声は少なくない。多様性を確保する観点からも、法曹になる途を指し示す制度設計を考えるべき。
- 法科大学院の地域適性配置は、地方への法の支配の浸透や司法過疎の解消に資するという見地から重要な意味を持っており、当該地域における存在意義や改善努力の状況等を総合考慮した上で、必要があると認められる一定の地方法科大学院には、統廃合等の判断に当たって、時間的猶予を与えるなどの特例措置を認めるべき。また、夜間法科大学院についても、同様に、時間的猶予などの特例措置を認めるべき。
- 法科大学院が、過度に一極やあるいは数極に集中するのは望ましくない。地域に一定の法曹を志す学生がいる限り、最適なバランスを考えながら、それぞれの地域に一定の確保は必要ではないか。
- 適正配置の問題は、道州制の問題で議論されている地域割りを単位とすることも検討すべきではないか。
- 地方にあるからといって例外扱いするのではなく、地域適正配置の本当の趣旨を考えるべきである。最終的には弁護士過疎の問題であり、そのような地域で弁護士が定着して法的サービスを提供することが最終目標であり、そのために何をしなければいけないかという発想で行うべき。

#### (2) 大規模校の定員削減について

- 法科大学院の大幅な定員削減によって合格率の向上を図るためには、大規模校の定員の削減が必要。
- 大規模校の多くは、かなり良質の教育を提供している。大規模校も教育の質を維持する観点から定員の見直しを行うべきではあるが、全体の事情で一律に大規模校の定員を削減し、学生に良質な教育を受ける機会を減らしていいのか疑問である。
- 統廃合を進めた結果、有力の十数校に教員人材も学生も集中するということは、審議会の意図したものと違う。全国にどう適正配置した、バランスのとれた法科大学院の設定をするのかということが、今問われている。

#### (3) その他

- 定員・設置数を考えるとき、司法試験の結果のみで評価されがちになるが、法科大学院で学んだ学生が司法試験に合格しなくても、社会的に評価されるような指標も一方でしっかりしておくべき。
- 議論のスタートは、法曹人口の問題。司法試験の合格者数をどの程度にするかというところがベースで、その上で法科大学院修了者の7割、8割が司法試験に合格するというところで議論すべき。

### 第3 組織見直しを促進するための方策の検討方法について

- この検討会議では、新たな枠組みで、どう法科大学院の定員・設置数を絞り込むのかという制度的なメッセージを出す必要がある。
- この検討会議で、法的な措置について、どのような措置が講じられるか、それによって具体的にどんな問題が出てくるのかということも含めて、具体的な検討をしていく必要があるのではないか。
- この10年間に蓄積されてきた様々なデータを踏まえて、議論するだけでなく早急に具体的な回答を得ていくべきである。
- 学生数や合格率をどのくらいにするのかというのは大変難しいが、プロジェクトチームを作って検討すれば結論が出るのではないか。

